

令和 6年 3月

# 篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：3月4日(月)～15日(金) (12日間))

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	4	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・請願の報告</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	3	5	火	考 案 日		
第3日	3	6	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	7	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
				予 算 特 別 委 員 会	条例委員会 終了後	・付託案件審査
第5日	3	8	金	休 会		中学校卒業式
第6日	3	9	土	休 会		閉 庁
第7日	3	10	日	休 会		閉 庁
第8日	3	11	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	12	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	13	水	予 算 特 別 委 員 会	午後1時	・付託案件審査 幼稚園卒園式
第11日	3	14	木	予 備 日		・議案等整理 中学校卒業式
第12日	3	15	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和6年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和6年3月4日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 4番 , 5番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告について
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
5	篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
8	篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
13	篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	財産の取得について	文教厚生 常任委員会
15	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
16	町道の認定について	総務建設 常任委員会
17	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会
19	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
20	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
21	令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
22	令和6年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
23	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
24	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について	予算 特別委員会
25	令和6年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
26	令和6年度篠栗町流域関連下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

# 請願文書表

請願 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	令和 6 年 2 月 20 日	<p>「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願書</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名)福岡県労働組合総連合 議長 三 苫 哲也</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	総務建設 常任委員会

# 令和6年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和6年3月6日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	吉本 文枝	議員
2.	5番	太郎良 瞳	議員
3.	1番	崎山 佐穂	議員
4.	6番	横山 和輝	議員
5.	2番	浦野 雅幸	議員

# 令和6年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和6年3月15日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第5号 篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について
- 第2, 議案第6号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第7号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第8号 篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第10号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第11号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第12号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第13号 篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第14号 財産の取得について
- 第11, 議案第15号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第12, 議案第16号 町道の認定について
- 第13, 議案第17号 町道の路線変更について
- 第14, 議案第18号 令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第15, 議案第19号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第16, 議案第20号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について

第17, 議案第21号 令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について

第18, 議案第22号 令和6年度篠栗町一般会計予算について

第19, 議案第23号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

第20, 議案第24号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について

第21, 議案第25号 令和6年度篠栗町水道事業会計予算について

第22, 議案第26号 令和6年度篠栗町流域関連下水道事業会計予算について

第23, 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

追加日程 意見書案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書  
第1

第24, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和6年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月4日(開会)

令和6年 第1回 定例会 会議録

日時 令和6年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、季節がら鼻炎その他お持ちの方がいらっしゃった時は、薬もしくは飲物等の持込みを許可いたしますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和6年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットにメールで送信していたとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、門馬良議員、5番、太郎良瞳議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第4号から議案第26号までの計23議案でございます。

それでは、議案第4号から議案第26号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様、おはようございます。本日、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

先ず冒頭に、1月1日16時10分ごろに発生いたしました最大震度7の令和6年能登半島地震により犠牲となられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表します

とともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。篠栗町では、須恵町とともに1月9日にトイレトレーラーを被災地に派遣するとともに、2月18日から総務省からの要請を受け、福岡県の合同派遣隊の一員として、総務課消防防災係職員1名を穴水町に派遣いたしました。今後もできる限りの支援を継続してまいるとともに、被災地の1日も早い復旧・復興を願ってやみません。

3月に入り、寒の戻りの寒さが続きました。昨日の消防団非常呼集訓練も冷え込む中での実施でしたが、しっかりと規律のとれた消火訓練ではなかったかと感じております。寒さが戻ったとはいえ3月でございます。下旬には桜も開花し、4月には篠栗の山々が1番映える新緑の淡い緑に包まれることであらうでしょう。

それでは、令和6年度の施政方針についてしばらくお時間を頂き、述べたいと思います。

未だに収束を見せないロシアのウクライナ侵略、昨年10月の武力衝突以降、緊迫が続くイスラエル・パレスチナ情勢、こうしたことに伴う国際的なエネルギー価格、原材料費の上昇、更には、3年におよぶ円安を背景とした物価の高騰など、日本は依然として困難な事案に直面しております。

篠栗町は、令和3年9月に「ゼロカーボンシティの表明」を行いました。今こそ、世界の近代化の原動力となった化石燃料によるエネルギー政策から脱却し、自然の循環を重視した脱炭素社会の実現のために一歩踏み出す時期に来ていることを深く理解し、先進自治体にならって2030年の、2013年度からの二酸化炭素排出量46%削減のための行動を開始しなければならないと実感しております。令和5年度に策定したロードマップに基づき、令和6年度から計画的に推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の恐怖に立ち向かった3年間が終わり、昨年5月8日から感染症法の位置づけが2類から5類へ移行されました。国民生活が元に戻りつつある中でインバウンドも増え、賑わいも少しずつ取り戻しておりますが、まだまだ新型コロナウイルス感染症が消え去った訳ではありません。今年の冬はインフルエンザも例年以上に猛威を振るっております。今後も、町民の皆様の予防意識が低下することのないよう、うがいやこまめな手洗いなど、日々の備えについての広報をしっかりと継続してまいります。

そうした中、福岡県町村会では2月29日に開催された定期大会において、「我々を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営

を余儀なくされている。このような中、頻発する自然災害、国際情勢の不安定化、物価高騰など、国民生活及び社会経済活動に深刻な影響をもたらしている。町村は、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努めるとともに、住民の生命、財産を守るため、防災、減災対策、国土強靱化のさらなる推進を図り、安全安心な暮らしの確保と地方創生の推進による分散型国づくりを国とともに総力を上げて取り組んでいかなければならない。今後も、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開しうるよう地方5団体等関係団体と協調しながら総意を結集し全力を尽くす決意である」として、

- ・地方分権改革を推進するとともに、東京一極集中の是正と分散型の国づくりを強力に推進すること。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の更なる推進を図ること。

- ・地域から脱炭素化を図ること。

など15項目の決議を行いました。

私は令和6年仕事始め式において職員に、「努力を積み重ねれば平凡は非凡に変わる」と話しました。「人生とは『今日一日』の積み重ね『いま』の連続にほかなりません。今日一日を蔑ろにせず、懸命、真剣に生きていれば、明日は自然に見えてきます。その明日をまた懸命に生きれば1週間が見えてくる、その1週間で懸命に生きれば一か月が見えてくる。つまり、ことさら先を見ようとしなくても、今という瞬間、瞬間に全力を傾注して生きることによって、そのとき見えなかった未来の姿がやがて自然に見えるようになってくるものです。皆さんこの言葉を忘れないようにして、只今から『いま』を大切に、『今日』を大切にしながら大事に楽しく仕事に励んでください。きっと1年先には自らの成長と満足できる仕事の結果が待っていると思います。私も皆さんと同時に『いま』『今日』を大事にして、精進してまいります」と話しました。そうした思いで、令和6年度も引き続きカーボンニュートラルや新たな農業に向けた取り組み、町民がしっかりと絆を深められるような自治会の在り方への改革等、篠栗町の将来の道筋をつけるためにさまざまな取り組みを全力で推進することといたしておりますので何卒よろしくお願いいたします。

提案理由の説明に入る前に、私は町民の皆さま、議会の皆さまに、お詫びを申し上げなくてはなりません。私は、去年の施政方針で「国に連れていってもらった時代はもはや終わったのではないか。いまや各省が商店の店先よろしくこぞっていろいろな新しい品揃えを試みます。そうした中から私たちは感度いいアンテナを張り巡ら

し、わが町に合った政策や国が支援する事業を取り込んで篠栗町フォームにカスタマイズして先進事例を創り上げる。もう他の自治体の事例を追うことはできない気がしております。私は、そうした私たち篠栗町に奉職する職員には、これまで以上に『ど真剣』に仕事に取り組む余力を持っているのではないかと。今まで小出しにし過ぎていたのではないかと思うに至りました。『全国1,700余の自治体を、国はどういう未来に連れていくのか』の言葉を考えた時、国に連れて行かれなくてもいい。わが篠栗町が全てにおいて先進地として新たな取り組みを重ねていく。その力を十分に私たちは蓄えてきた。これから数年はそれを一気に爆発させて『福岡県篠栗町ここにあり』と全国にその名を轟かせる時がすぐそこに来ている気がします。『カーボンニュートラルへの取り組み』『都市計画区域内の積極的な開発』『少子化に立ち向かう新たな扶養政策と教育政策』そうした課題を皆さんとともに『ど真剣』に考えて、形にしていこうではありませんか。これまで以上に、私は職員の皆様に細かく発信し、新たな取り組みの可能性を投げかけ、職員の皆さんとともに成功事例をつくり上げようと思います。2023年は篠栗町の『持続可能なまちづくり』から『間違いなく持続するまちづくり』への元年としたいと思います。今年1年どうぞよろしくお願いいたします。」と、宣言いたしました。

こうした宣言を令和5年第1回定例会において施政方針として力強く発信したにもかかわらず、結果を出せずに1年を終えようとしている事業があります。それは、今定例会の令和5年度一般会計補正予算（第9号）にてご審議願う、歳入における2億3,900万円減額する「ふるさと寄附金事業」でございます。

私は、「ふるさと寄附金事業」は令和元年度3,200万円から令和4年度2億4,200万円と7倍以上に増加し、令和4年3月においてお示しした中長期財政計画における令和4年度目標である1億8,700万円を129%達成したことで、安定して増加傾向にあると判断し、所管をまちづくり課から令和5年度新設した産業観光課ふるさと観光推進室に移し、これまでどおりの品揃えの増加やサイトの増加を指示することで、当然200%以上の増加が見込める。令和5年度目標の3億8,700万円は確実に達成すると見込んでおりました。しかしながら、今定例会において歳入の見込みが立たず、目標を2億3,900万円減額するという補正予算案を提出するに至りました。

これはひとえに、私が、ふるさと寄附金事業についての月ごとのチェックを怠り、目標に対する進捗管理を怠ったことと、国による諸条件の縛りの変化や、サイトに上げております返礼品の現状に対する認識が甘かったことによるものであります。

歳入を増加させることこそ、町長の仕事であると公言している私の責任でございます。ここに深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

こうした令和5年度における事業に関する苦い経験を踏まえ、私自身が率先して、ふるさと観光推進室とともに考えられる最大限の措置を講じ、令和6年度は目標7億6,250万円を確実に達成する所存でございます。詳しくは、議案第18号「令和5年度一般会計補正予算（第9号）」、議案第22号「令和6年度篠栗町一般会計予算」について御説明いたしますので、ご議論賜ればと思います。何卒よろしく願いいたします。

では、令和6年度事業について、課ごとに取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表しますとともに、さらなる議会の改革を目指してご努力頂きますようよろしく願いいたします。

総務費では、総務課・財政課・財産活用課・まちづくり課・会計課・税務課・収納課・住民課が関わっております。

総務課では、令和5年度に自治会活性化準備検討会議を開催し、現状と課題の抽出を行いました。令和6年度では更なる議論を重ねるとともに、4年目となる地域担当職員制度の充実強化も図り、自治会活性化に向けた取り組みを進めます。また、緊急防災・減災事業債を活用して、消防装備の充実を図ります。町内の住民・企業がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするため、書面・対面といったアナログ的な手法の点検・見直しを行い、デジタル社会の形成に向けた取り組みを推進いたします。

財政（課）では、策定から3年目を迎える篠栗町中長期財政計画令和4年度策定いたしましたについて、町の総合計画や公共施設の更新計画等具体的になった取り組みや、町内外の変化要因に対応するため計画の見直しを行います。また、入札契約関連事業の電子化の推進に関しまして、6年度から7年度にかけて電子契約及び電子保証書の導入を目指します。

財産活用課でございます。庁舎耐震化工事と議場照明のLED化工事を行うとともに、自治体DXの推進の一環として公共施設予約システムや公開型GISコンテンツ追加業務により、自治体DXを推進してまいります。また、国が進める地方公共団体情報システム標準化改定の方針に合わせ、令和7年度末までに移行するための作業を令和6年度からスタートいたします。

まちづくり課においては、第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」最終年度としての総括を行うとともに、2023年度からの篠栗町第7次総合計画や国のデジタル田園都市国家構想を加味して、第3期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行います。

会計課におきましては、DXの推進と金融機関手数料負担に伴うコスト削減対策として、役場指定金融機関派出窓口の閉鎖。令和7年1月末を目処としておりますが、企業版ふるさと納税による寄附金を活用したセルフレジを導入することも予定しております。

税務課では、確定申告における電子申告を推進するとともに電子申告サポート員の養成を行います。

収納課では、固定資産税・軽自動車税種別割に加え、新たに個人住民税（普通徴収）、国民健康保険税の納付書に地方税統一QRコードを印字し、地方税電子納付に対応いたします。これにより従来の納付方法、金融機関窓口・口座振替・コンビニに加え、新たに自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用した納付が可能になることとなります。

住民課でございます。子育て支援策として、こども医療費の助成を拡大します。また、令和6年度は庄区を中心に、若杉区に渡る区域の住居表示を実施いたします。

民生費・衛生費は、福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始している「ささぐり元気もん活動」を令和6年度も継続します。また、「元気もん情報」として、福岡工業大学と共同でチラシやホームページ上で発信してきた介護予防に関する情報を、住民全ての世代が活用できるように、冊子にして全戸配布いたします。障がい者支援では、居宅で入浴が困難な重度障がい者のために、浴槽車で入浴介護を行う「訪問入浴サービス事業」を実施いたします。

こども育成課では、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置いたします。また、令和5年4月に施行された「こども・若者計画」を取り入れた支援及び行動計画を策定いたします。勢門幼児プール跡地を利用して、たけのこ児童館の増設工事を実施することにより児童館利用者の拡大を図ります。

次に、健康課でございます。新生児聴覚検査の助成を開始いたします、聴覚障がいや早期に適切な支援を介することでコミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるので、早期発見が重要です。申請中のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を活用して、電子母子健康手帳導入に向けて取り組みも開始いたします。地域住民と連携先企業と町で、がん検診普及促進のための取り組みも開始いたします。

都市整備課環境係が所管する、カーボンニュートラルに向けた取り組みを着実に展開してまいります。令和6年度は地域脱炭素化アドバイザーを招聘し、既存公共施設の照明のLED化や公共施設へのオンサイトPPA事業を急ぎます。クリーンパークに建設予定の次期処理施設は予定どおり進捗しており、地元対策として行う予定の周辺整備計画協議を早急に固めます。

次に、農林水産費、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

令和6年度は、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用して、有機農業産地づくり推進に取り組み、具体的には「篠栗の食と農を考える協議会」を発足して、今後3年間で今後の有機農業の取り組みを拡大、計画の実施可能性を探ります。森林環境譲与税を活用して、城戸区、山手区、山王区を中心に放置竹林の整備を計画的に行います。当面10年間の施業計画を立てて取り組みます。

ふるさと納税寄附金の増額については攻めの取り組みを開始し、地域おこし協力隊を活用し、魅力あるふるさと返礼品の企画開発と、広告運用の見直し等により、目標達成を目指します。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、今後も「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に継続して相談者の対応に努めます。

次に、都市計画課が所管しております土木費について述べます。

社会資本整備総合交付金による橋梁長寿命化計画の更新及び道路メンテナンス事業に伴う橋梁定期点検を実施し、劣化が見られた橋梁の保全工事、津波黒橋・乙犬地区1号線1号橋の着実に実行します。災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。令和6年度も区からの要望を聞きながら優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課でございます。令和6年度も引き続き幼保小中一貫教育と<sup>ともい</sup>共育の推進に取り組みます。勢門小学校及び北勢門小学校体育館長寿命化改修工事に向けての

設計を行います。篠栗小学校では、特別学級の増加に伴う将来の教室不足が懸念されることから、校舎建設に向けた設計に取り組みます。

社会教育課では、体育施設等の老朽化に伴う維持管理に重点を置き、利用しやすい環境を考えます。また、電子図書館の普及のため、広報活動などを積極的に行い、読者層の拡大を目指します。

上下水道課が所管しております水道事業において、老朽化している第1浄水場の更新に伴う用地購入を行います。また、老朽化した各地域の配水管更新工事を計画的に行ってまいります。

以上、令和6年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。また、詳細は、当初予算の特別委員会においてご説明いたします。

私自身、任期最後の年度でございます。これまで以上に自らが率先して関係方面との折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても引き続き篠栗町の発展のためにご協力賜りますようお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第4号から議案第26号までの23議案について説明をいたします。

議案第4号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の十時和子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として阿部美樹氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第5号は「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」であります。本議案は、適切な管理が行われていない空家等及び空地が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、本条例を制定するものであります。内容は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家等や管理不全空家等に対して、町が実施する施策に加え、管理不良状態の空地に対しても調査、助言、指導及び勧告を町が実施できるようにするためのものであります。

議案第6号は「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関す

る条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者選定委員会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく篠栗町要保護児童対策地域協議会を附属機関から除外するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は「篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、幅広い行政サービスの提供を行うとともに、定年引上げ制度に伴う職員増の対応として、職員定数を引き上げるため本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、職員定数を180人から200人に引き上げるものであります。

議案第9号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づく、指定管理者選定委員会委員の報酬の額等を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、土地区画整理事業等の公益上の理由により使用の制限が発生した固定資産の所有者に対して課する固定資産税を減免の対象に追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるとともに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗じて加算する金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものであります。

議案第12号は「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものであります。

議案第13号は「篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町健康づくり推進協議会の所掌事務に、健康づくりに関する計画の策定に関することを追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は「財産の取得について」であります。本議案は、小中学校特別支援教室増加に伴う備品購入のため、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小中学校備品一式、契約金額は、895万2,570円、契約方法は、一般競争入札、契約の相手方は、株式会社 オフィスステーシカジワラ 代表取締役 梶原日出男であります。

議案第15号は「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は「町道の認定について」であります。本議案は、宅地開発により造成された道路を新規路線として、町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。認定路線名は高田地区32号線から同39号線までの8路線であります。

議案第17号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発や現地確認により既存道路の起点及び終点並びに延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更路線名は和田地区13号線、高田地区21号線であります。

議案第18号から議案第21号までの4議案は令和5年度補正予算であります。

議案第18号は「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。本議案は、令和5年度篠栗町一般会計予算から歳入歳出それぞれ3億7万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,314万1,0

00円とするものであります。

まず、歳入については、地方交付税を1億2,125万1,000円、国庫支出金を2,375万7,000円、県支出金を1,222万8,000円、寄附金を2億3,900万円、それぞれ減額し、財産収入を5,328万9,000円、諸収入を4,287万5,000円、それぞれ追加するものであります。

次に主な歳出は、総務費において、財産管理費として、光熱水費を2,000万円減額し、企画費として、篠栗北地区産業団地法面調査観測業務委託料を833万8,000円、戸籍住民基本台帳費として、戸籍附票システム変更委託料220万円、それぞれ追加するものであります。

民生費においては、高齢者支援費として、県介護保険広域連合費2,200万円、児童運営費として、施設等利用給付1,061万2,000円、子育て支援費として、児童手当1,400万円、児童育成事業費として、児童館関連施設整備工事1,153万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

衛生費においては、総合保健福祉センター運営費として、地下駐車場泡消火設備改修工事1,822万7,000円を減額し、燃料費高騰支援補助金471万1,000円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、予防事業委託料2,113万1,000円を減額、塵芥処理費として、指定ごみ袋作成事業費1,076万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金1億2,947万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

農林水産業費においては、農業振興費として、ため池劣化状況評価及び耐震診断業務委託1,585万5,000円を追加するものであります。

諸支出金においては、基金費として、財政調整基金利子積立金等に367万2,000円を追加するものであります。

その他の減額補正は、主に事業費の確定、入札後経費節減等の執行残によるものでございます。

最後に、繰越明許費は、篠栗北地区産業団地法面調査観測業務委託ほか16事業につきまして、総額1億6,348万1,000円を追加するものであります。

議案第19号は「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてであります。当該補正予算は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,162万1,000円とするものであります。内容は、保険給付費における療養諸費及び高額療養費を増額補正するものであります。

議案第20号は「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ1,667万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,493万円とするものであります。内容は、歳出では実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を1,667万1,000円の減額補正。歳入では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を269万円、普通徴収保険料を1,387万1,000円減額補正するほか、予算整理を行うものであります。

議案第21号は「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。当該補正予算は、令和5年度篠栗町水道事業会計予算を、支払利息の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に94万1,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,240万5,000円とし、収益的支出額に対し8,814万8,000円の黒字予算とするものであります。

議案第22号から議案第26号までの5議案は、令和6年度の各会計の当初予算であります。

議案第22号は、「令和6年度篠栗町一般会計予算について」であります。予算総額は127億2,178万3,000円で、前年度当初予算に対し16億689万1,000円、14.5%の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、庁舎耐震補強工事、たけのこ児童クラブ室新築工事などです。

また、主な減額経費は、水槽付消防ポンプ自動車購入事業費及び公債費などあります。

なお、令和6年度の予算編成につきましては、前年同様、第7次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効活用できる事業を優先選定し、歳出削減に努めております。それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

歳入は、町税において固定資産税等の増収を見込み、前年度より3,861万円増の34億2,575万円を計上するものであります。

地方交付税においては、前年度より5,079万円の減額で、20億1,487万5,000円を計上しております。

分担金及び負担金においては、児童館運営費保護者負担金の増額等で、前年度より1,380万7,000円増の8,386万5,000円を計上しております。

国庫支出金においては、障害者福祉関連負担金、普通建設事業費支出金の増額等で、前年度より3億3,222万4,000円増の19億6,147万円を計上しております。

県支出金においては、障がい者福祉及び児童福祉費、普通建設事業費支出金に係る県費負担金の増額等で、前年度より2,238万9,000円増の10億7,643万6,000円を計上しております。

財産収入においては、利子収入等の増額で、前年度より730万円増の2,898万5,000円を計上しております。

寄附金においては、ふるさと納税寄附金の増額で、前年度より3億7,500万円増の7億6,250万円の予算を計上しております。

諸収入においては、各種団体からの補助金等の増額で、前年度より4,350万8,000円増の2億6,032万1,000円を計上しております。

町債は、緊急防災・減災事業債等の増額に伴い、前年度より6億813万9,000円増の8億2,937万7,000円を計上しております。

続きまして歳出は、総務費において、行政事務包括委託料3億56万2,000円、庁舎耐震補強工事3億円、事業運営委託料1,117万7,000円、ふるさと寄附金返礼品ほか関連事業費4億975万2,000円、住居表示実施整備事業関連委託料1,904万4,000円、町長選挙費1,560万円など、前年度より6億4,075万5,000円増の24億4,620万2,000円を計上するものであります。

民生費においては、県介護保険広域連合費3億4,713万8,000円、自立支援サービス給付9億9,980万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億4,880万5,000円、児童運営費委託料11億3,443万1,000円、子どもの居場所支援整備事業補助金1,437万2,000円、児童館等業務指定管理料9,434万4,000円、たけのこ児童クラブ室新築工事2億1,797万2,000円、放課後児童健全育成事業費補助金3,158万4,000円など、前年度より4億3,562万2,000円増の47億3,148万6,000円を計上するものであります。

衛生費においては、出産・子育て応援交付金2,760万円、予防事業委託料1億1,889万4,000円、オアシス篠栗地下駐車場泡消火設備改修工事2,849万円、塵芥等収集運搬費2億1,351万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4億7,722万5,000円など、前年度より1億620万1,000

円増の13億9,548万1,000円を計上するものであります。

農林水産業（費）においては、ため池耐震診断業務委託等2,698万1,000円、みどりの食料システム戦略推進補助金1,000万円など、前年度より2,201万5,000円増の1億9,481万1,000円を計上するものであります。

商工費においては、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度より2,129万1,000円増の1億2,648万8,000円を計上するものであります。

土木費においては、津波黒橋保全工事ほか道路改良工事1億1,400万円、往還川河川改修工事3,000万円など、前年度より4,715万4,000円増の4億5,673万3,000円を計上するものであります。

消防費においては、小型ポンプ、積載車等購入費8,894万5,000円、粕屋南部消防本部分担金3億5,425万円など、前年度より5,896万4,000円増の5億3,422万5,000円を計上するものであります。

教育費においては、学校等給食費補助金2,529万7,000円、小学校工事関連（勢門小学校電源改修工事ほか）4,195万9,000円、中学校工事関連（篠栗中学校教室分割工事ほか）2,725万4,000円、クリエイト篠栗施設整備工事（空冷ヒートポンプチラー及び付帯設備更新工事ほか）1億2,106万6,000円、社会体育施設整備工事（社会体育館照明LED化工事ほか）4,125万2,000円など、前年度より3億2,117万7,000円増の13億3,784万円を計上するものであります。

公債費においては、起債元金及び利子償還費用として前年度より3,584万9,000円減額の6億6,985万2,000円を計上するものであります。

諸支出金においては、特別会計等への繰出金6億5,703万4,000円など、前年度より953万5,000円減の6億9,218万6,000円を計上するものであります。

また、債務負担行為については、令和6年度から令和7年度に、戸籍・戸籍附票システム標準化共通化業務委託1,005万4,000円を計上するものであります。

最後に、地方債については、臨時財政対策債のほか8つの事業債を総額8億2,937万7,000円計上するものであります。

議案第23号は「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。当該予算は、歳入歳出予算総額29億4,629万6,000円で、前年度当初予算比に対し1.06%の増額となっております。歳入の主なものといたしまし

ては、国民健康保険税 4 億 6,355 万 9,000 円、県支出金 2 億 9,809 万 5,000 円を計上いたしております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費 2 億 4,364 万 1,000 円、国民健康保険事業費納付金 7 億 1,475 万 7,000 円を計上いたしております。

議案第 24 号は「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。当該予算は、歳入・歳出予算総額 5 億 3,012 万 3,000 円で、前年度当初予算額に対し 1.09% の増となっております。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億 8,552 万円、一般会計繰入金 1 億 4,459 万 6,000 円を計上いたしております。歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 721 万 3,000 円を計上いたしております。

議案第 25 号は「令和 6 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入 0.7% 増、支出 5% 増となり、資本的収入 15.8% 増、支出 21.6% 増となっております。収益的収入及び支出においては、収益的収入 6 億 4,521 万 8,000 円、同支出 5 億 7,831 万 4,000 円で、6,690 万 4,000 円の黒字予算となっております。収入の主なものといたしましては、水道使用料 5 億 8,718 万円を計上いたしております。支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費 1 億 9,932 万 3,000 円、支払利息 1,580 万 4,000 円を計上いたしております。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入 2 億 6,010 万円、同支出 4 億 6,629 万円で、2 億 619 万円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等 2 億 619 万円を補填する予定といたしております。収入の主なものといたしましては、企業債 2 億 6,010 万円を計上いたしております。支出の主なものといたしましては建設改良費 3 億 4,393 万円、企業債償還金 1 億 2,236 万円を計上いたしております。

議案第 26 号は「令和 6 年度篠栗町流域関連下水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入 0.5% 減、支出 0.5% 減となり、資本的収入 13.2% 減、支出 0.1% 増となっております。収益的収入及び支出においては、収益的収入 8 億 9,118 万円、同支出 8 億 8,134 万円で 984 万円の黒字予算となっております。収入の主なものといたしましては、下水道使用料 5 億 1,208 万 6,000 円、他会計負担金 1 億 1,500 万円を計上いたしております。支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金 2 億 7,261 万 9,000 円、支払利息 7,395 万 7,000 円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入3億6,212万1,000円、同支出5億8,922万6,000円で、2億2,710万5,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等2億2,710万5,000円で、補填する予定であります。収入の主なものといたしましては、企業債2億4,670万円、他会計負担金1億1,500万円。支出の主なものといたしましては、建設改良費1,657万2,000円、流域下水道建設負担金5,773万円、企業債償還金5億1,492万4,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの提案理由の説明について大綱質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終結し、次に進みます。

日程第4、請願の報告をいたします。

本定例会において、請願1件を受け付けしております。

タブレットに掲載しています請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第5、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第4号から案第26号までの23議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第4号は人事案件ですので委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第5号から議案第17号までの13議案につきましては、タブレットに掲載のとおり、総務建設文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第18号から議案第26号までの予算関連9議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合せにより、委員長は9番、栗須信治議員。副委員長は、6番、横山和輝議員です。

次に、報告第2号から報告第5号までについては予算特別委員会の補正予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、選挙案第1号については本日、本会議終了後の全員協議会で協議を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第6、議案第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

はい、福祉課長。

○福祉課長(平山 智久) はい、説明いたします。

議案第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 阿部 美樹

令和6年3月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 十時 和子氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日まででございます。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい。全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時00分

令和6年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月6日(一般質問)

令和6年 第1回 定例会 会議録

日時 令和6年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

また、傍聴のために来庁頂きました皆様方には心より感謝申し上げます。ありがとうございます。なお、傍聴の際は、皆様に配付しております一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力頂きますようによろしくお願い申し上げます。

また本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可いたしております。

なお、開会日にも申し上げましたが、花粉症もしくは後遺症等により、薬その他飲物が必要な方を持ち込んで頂いて結構です。かつ、体調のすぐれない方は挙手頂いて小職が確認いたしましたら、一時退室退場して頂いて結構です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は申し合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言の文言等を精査し小職において処置いたします。御協力をお願いいたします。

それでは順次質問を許可いたします。

質問順位1番、吉本文枝議員。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

はじめに、能登半島地震により亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表するとともに、御遺族や被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

はじめに、「小・中学校の体育館へのエアコン設置を」について2点質問します。

元日に発生した能登半島地震のように、災害はいつどこで起こるか分かりません。真冬かも真夏かもしれませぬ。避難生活はただでさえつらいものです。少しでも快適に過ごしていただくために、防災の視点から、避難所指定を受けている小中学校

の体育館へのエアコン設置が必要と考えます。

令和4年に公明党が推進した、公立学校施設における空調設備の整備更新に関わる国の支援事業に、指定避難所となる学校体育館等への空調設備の導入について、緊急防災・減災事業債等の活用も可能となっています。

そこで、一つ目に、緊急防災・減災事業債等の活用をすると、町の負担の割合はどのくらいでしょうか。また、緊急防災・減災事業債の活用について、見解をお尋ねいたします。

二つ目に、平時においては、体育館は教育施設であります。近年、体育時に熱中症で病院に搬送されるニュースもよく見かけます。ただでさえ、スポーツ庁は、令和4年以降、子供の体力が低下傾向にあり、感染症の拡大により拍車がかかった運動不足について、抜本的な改善が必要としています。概ね幼児期から中学生までのいわゆる「ゴールデンエイジ」の運動習慣は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であり、その定着に国民的なムーブメントを推進するとしています。暑い時期でも運動できることは、子供たちの健康寿命を延ばし、医療費削減にも関係するのではないのでしょうか。児童館でも、夏休みに体育館を利用することがあるようですが、気温が高く、利用できないことが多いと伺っております。児童生徒の日常的な利用を考えると、児童生徒の健康面などに配慮した整備を明確にしながら、教育委員会主導での整備が必要と考えます。そこで、教育委員会主導での整備は可能でしょうか。また、小中学校の体育館へのエアコン設置に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。ただいまは吉本議員から、「小中学校の体育館にエアコン設置を」についての御質問がございました。

議員が御指摘されましたように、能登半島地震のような、予測不可能な災害時には、避難生活の質の向上、特に避難所としての体育館での生活環境の改善は重要でございます。これは、真夏や、真冬に発生する災害における避難者の負担軽減や、災害関連死の防止に直結する問題でございます。平時においても、記録的な猛暑による熱中症のリスク増加や、子供たちの体力、運動能力の向上といった観点から、小・中学校の体育館環境の整備は重要でございます。これは子どもたちだけでなく、教職員の健康にも直結する問題でございます。まず、「緊急防災・減災事業債等の活用による町の負担割合」に関する御質問にお答えいたします。緊急防災・減

災事業債等を活用することにより、空調設備導入に伴う費用の70%が国から交付税措置され、残り30%が町の負担となります。また、緊急防災・減災事業債等の活用につきましては、空調設備導入費用だけでなく、継続的な保守、修繕、電気代等の運営費用も検討する必要があります。このため、関係部署と、これらの要素を含めた全体的な連携に取り組み、綿密な調査と検討を進めてまいります。御質問の後段の部分は教育委員会としてどう考えるかということでございますので教育長から答弁をいたさせます。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。教育委員会主導での体育館整備の可能性に関してですが、国の方針と連携しながら、各学校と情報共有を進め、必要な整備を推進することは可能と考えております。最後に、体育館への空調設備の導入につきましては、町長が説明した財政的支援や、施設改善に関する具体的な課題を踏まえ、総合的な環境整備を図りつつ、効果的な運用に関するルールづくりなどを進めていく必要があります。これらの課題を解決し、児童・生徒にとってよりよい教育環境を提供できるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 検討していただけるということで、体育館のエアコン設置、もしされるときは、断熱性向上や電力節電対策、感染症対策のための換気設備なども考慮されると思いますが、避難所として、今現在のトイレは対応できるのでしょうか。また数は足りているのか、高齢者、妊婦、障がいのある方、LGBTの方などの配慮も必要かと思いますがどうでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それにつきましても、十分考慮する必要があると思いますが、詳細につきましては、学校教育課長のほうからお答えさせて頂きたいと思ます。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 回答させていただきます。体育館のほうの今の現状のトイレの設置状況をお伝えします。小学校で体育館が、洋式便所が11、和式が3、中学校では洋式便所、体育館が7個、和式が7というところで、体育館には多目的トイレは、設置してないのでございますが、総合的に考えますと、設置数は

今のとおりでございます。先ほど申し上げましたトイレ、洋式、和式、多目的トイレが、体育館には多目的はありませんが、学校全体のトイレの状況も含めてお伝えするとするならば、現在、私たちの小学校では144箇所のうち117箇所を洋式に、中学校ではトイレ101箇所中33箇所を和式から洋式へ改修しています。この改修はバリアフリーの観点から進めておりますが、多くの生徒や教職員の利用しやすい環境を整えるために行われています。しかしながら、洋式トイレに直接触れることに抵抗を感じる児童生徒もいるため、一定数の和式トイレを残す必要もあります。これは、児童生徒たちの多様なニーズに応えるための配慮でございますが、さらに、各小中学校には多目的トイレを一つずつ設置しております。これは、身体的な問題がある児童生徒だけでなく、LGBTの児童生徒を含む様々なニーズを持つ児童生徒が、プライバシーを守りながら利用できるようにしています。LGBTの児童生徒にとって、トイレの状況は非常に重要だと考えます。性別による区別がない多目的トイレは、ジェンダーアイデンティティに基づく不安やストレスから解放される場となります。洋式和式トイレのバランスを保ちつつ、全ての生徒が快適に利用できるように、避難所もあわせて、環境を整えることが、LGBTの生徒を含む、全ての児童生徒、併せて教職員の利便性と快適性を高めることと考えております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 田中課長。今の質問は、災害時に足りているのかという質問ですので、通常時の説明でなくて、足りるか足りてないかを答弁してください。

○学校教育課長（田中 久善） 災害時では実際の足りている足りてないところまでのデータはございませんが、今の施設上は、避難所としては今のところ足りていると考えております。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

吉本議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 勢門小学校の体育館しか私はちょっとよく分からないんですけども、去年、区の運動会で使わせて頂いたときに、男子トイレの扉は壊れて、女子トイレは一つ故障中だったんですね。で、行列ができてた状況だったので、これが被災地でしたら、もっと日常的に使うことになると思うので、足りているのかちょっと疑問だったので、お尋ねしてます。

○議長（荒牧 泰範） 質問ですか。

○議員（吉本 文枝） そうです。

考えて頂きたいんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 久善） 数の問題はちょっと別にしてですね、修理、壊れている部分が、大変使用状況に御迷惑をおかけしたことは大変申し訳ございません。実際学校のほうから、トイレの修理、故障はすぐに報告を受けてですね、私たちの学校教育課の施設係のほうがすぐに修繕のほうを対応させて頂いているつもりでございます。今後はそういうことがないように、人が並ぶようなことがないように、注意してまいりたいと思います。以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） では、2問目どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 次に、「誰もが安心して暮らせるまちに」について、今回はLGBTの方に関して質問します。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関わる国民の理解の増進に関わる法律」が令和5年6月に公布・施行されました。いわゆるLGBT理解増進法です。日本でLGBTの性的少数者と自認している方は、人口のおよそ7.6%で、13人に1人と言われています。この割合は、日本人の左利きの方の割合とほぼ同じだそうです。WHO（世界保健機関）は、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象ではない」と宣言しています。同性愛も人間の性の正常なあり方の一つで同性愛者の人口に占める割合が小さいだけなのです。一方で、10代の当事者の約半数が過去1年間に自殺を考えたことがあり、自分の性の問題について9割以上が、教師や保護者にも安心して話せないと回答しています。当事者の方の深刻な生きづらさの根本原因は、「性の多様性」について、社会の理解が進んでいないことにあります。町も「県のパートナーシップ制度」が使えるとしていますが、古賀市・粕屋町ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度を独自に導入しています。この制度で、多くの行政サービスが受けられる訳ではありませんが、多様な生き方、多様な家族を応援するという面において大きな意味を持っています。制度を活用されている方は、公に家族として認められたことが1番嬉しかったと話されています。また、活用されていない当事者も、町が自分自身の存在を認めてくれていると受け止め安心することができる、制度導入の意義を語っていただきました。そこで、誰もが安心して暮らせるまちにとの視点から2点お尋ねします。

一つ目、今、何より大事なことは、正しい知識と理解、気持ちに寄り添う環境だと考えます。これから、当事者などから御相談を受けるであろう役場の職員や教師

や保護者など、また、児童生徒へのLGBTに対する理解や教育はどのように進められますか。

二つ目に、全ての方の人権が尊重され、性自認や性的指向にかかわらず、誰もが安心して、自分らしく生きることができる社会を実現するためには、当事者に寄り添うことが重要だと考えます。

そこで、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入への見解を伺います。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 吉本議員の2問目の、「誰もが安心して暮らせるまちに」についての御質問でございます。その答弁を申し上げます。

令和5年6月に公布・施行されたLGBT理解増進法の制定の目的は、性的マイノリティーの方々が、性的指向やジェンダーアイデンティティーの多様性に関して、国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることに鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進をし、当事者の方々の生きづらさを解消し、寛容な社会の実現を目指す法律であると認識しております。日本国憲法では、個人の尊重と法のもとでの平等がうたわれ、1人一人がいかなる差別も許さない社会づくりに寄与していかなければならないと考えます。篠栗町においても、様々な人権問題に真剣に取り組み、誰もが生きづらさを感じない日常を当たり前と感じられる地域づくりを進めていきたいと考えております。以上の点を踏まえまして、議員の御質問に、1問目は教育長、2問目は総務課長から答弁をいたします。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 御質問1で、「教師や保護者、児童生徒へのLGBTに関する理解や教育はどのように進めているのか」について、篠栗町教育委員会としてお答えいたします。

篠栗町教育委員会として、LGBTを含む性的少数者への理解を深め、教育現場での包摂性を高めることを重視しております。性の多様性についての正しい知識と理解を広めることは、全ての児童生徒、教職員、保護者が安心して生活し、学べる環境を整える上で不可欠です。現状として、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する社会的理解は進展しつつありますが、まだまだ課題が残ることも事実です。特に教育現場においては、児童生徒、教職員、保護者間での理解の格差が見られることも否定できません。このため、教育委員会では、人権教育の一環として、ジェンダー問題を含む多様性教育を推進しております。具体的には、

道徳科の授業や総合的な学習の時間を活用し、「性の多様性」に関する教育を行っております。これらの事業では、単に知識を提供するだけでなく、対話や討論を通じて、相互理解と尊重の精神を育むことを目指しています。また、実際の取り組みとして、令和3年度に篠栗北中学校でLGBTの理解を深める活動を行っているNPO法人カラフルチェンジラボから講師を招き、生徒向けに「性の多様性」についての講演を実施しました。このような外部団体との連携により、生徒たちにより幅広い視野に深い理解を促す機会を提供しております。また、令和5年度に篠栗中学校で「性の多様性」に関する保護者参観での授業を通じて、保護者にもLGBTへの理解を深める機会を提供しております。さらに、篠栗中学校と篠栗北中学校では、平成30年度及び令和5年度に「性の多様性」に配慮した中学校制服の改定を行いました。これは生徒一人ひとりが自分らしく学校生活を送ることができることを目的としています。しかしながら、このような取り組みも万能ではありません。社会全体での理解の進展と同様に、教育現場における理解の深化も時間を要するものです。教育委員会としては、児童生徒の多様性を尊重し、全ての人々が安心して暮らせる環境を提供するため、今後も継続的な教育プログラムの充実と教職員の研修強化に努めてまいります。最終的には、学校だけでなく家庭や地域社会全体で性の多様性を受け入れ、理解し合う文化を築くことが重要です。教育委員会としても、各関係者と協力し、取り組みを進めていく所存でございます。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは続きまして、御質問2の「パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入について」お答えいたします。

篠栗町においては現在、独自のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は導入しておりませんが、福岡県が令和4年4月1日から実施している「福岡県パートナーシップ制度」に協力賛同する形で、パートナーシップの宣誓をされた方に対しても、母子手帳の交付や学童保育所の入所申込や送迎などの一部行政サービスを利用できるようにしております。今後も県及び県内市町村と連携を図り、利用可能なサービスの拡充、性の多様性について正しい理解と、認識を深める啓発等に取り組んでいきたいと思っております。この制度の目的は、それぞれの個性や多様性を認め合い、性自認や性的指向にかかわらず、その人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を果たすことであると思っております。まずは、役場職員としてLGBTに関する正しい知識を習得し、当事者に寄り添うことができるようにするとともに、教育現場においての理解の増進や町民、町の活動団体、事業者等への啓発

を重ねていく中で、地域における理解が浸透していくことと並行して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入の検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 地域における理解が浸透していくことと並行して、パートナーシップ制度を導入していくことを検討するということでありましたけれども、正しい知識があって、理解が繋がるとは思いますが、知識だけでは、本当の意味での理解には繋がらないことがほとんどだと思います。私自身当事者の方々とお話することでしか分からなかったことがあります。トランスジェンダーの女性が、外見は男性、心が女性の方は、共同浴場に入りたいと思う方は90%いないということでした。また、社会生活の中で、偏見や差別に苦しんでいる上にトイレや更衣室、宿泊行事など、つらいことは、日常生活の中にもたくさんあるということでした。当事者の気持ちに寄り添えば気づくことですが、恥ずかしいながらその時、初めてっていうか、当事者の気持ちにより（添い）、気づくことができました。ですから、制度導入に関して理解を進めてからと言われてますが、各個人の理解の状況は目に見えて分かることではありません。丁寧に進めていることは大事だと思うんですけど、制度を活用する方が何人いるかとか、存在するとかしないとかではなく、制度を導入することで理解が進み、当事者が必要とするときに安心して相談できる体制が町にあるということが、当事者の安心に繋がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） どなたの答弁を求められますか。

○議員（吉本 文枝） 総務課長で。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○住民課長（田村 明広） パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入につきましてはですね、やはり教育委員会、また人権擁護委員をはじめとした方々の御意見、それと議員もおっしゃってありました当事者の声、これも、本人といたしますか、NPOの代表の方々のお話等を、拝聴しながらですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

ございませんか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位2番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号 5 番、太郎良瞳でございます。通告に従い、質問いたします。

本日は、「認知症対策の推進」についてお尋ねいたします。

厚生労働省は、2025年には、65歳以上の5人に1人が高齢者認知症になると推計し、記憶障がい、見当識障がい、実行機能障がい、感情表現の変化等が起き、日常生活に影響が出てくるとしています。65歳未満で発症する若年性認知症もあり、働き盛りに発症すると家計にとって負担となるだけでなく、家族の心身等にも影響を及ぼすこととなります。認知症は、早期発見、早期対応が重要とされています。また、認知症の人だけでなく、家族に対しての支援も適切に行われ、地域で安心して生活を営むことが大切であると考えます。このようなことから、次のことをお尋ねいたします。

1、認知症の早期発見、早期対応のための「篠栗町認知症ケアパス」がありますが、どのように活用され、その効果をどのように捉えていますか。

2、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の実施状況、またサポーターに対するフォローアップの内容をお尋ねいたします。

3、篠栗町福祉総合計画の中の認知症施策の推進に「チームオレンジ」の立ち上げがありますが、その活動実績をお尋ねいたします。

4、就労や経済的問題が大きい若年性認知症の把握はしてありますか。また、若年性認知症に対する理解の促進や支援体制はどのようになっていますか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの太郎良議員からの「認知症対策の推進について」の御質問にお答えいたします。

令和5年10月1日現在の福岡県の高齢化率は28%、一方、篠栗町の高齢化率は24.99%でございます。県内60市町村中では7番目に低い高齢化率であるものの、4人に1人は65歳以上という状況でございます。また、要介護認定率は15.48%で、平成12年の介護保険制度発足当時から約2%上昇していることから、介護予防や認知症対策は町の重要な課題であると認識しております。現在、町では様々な介護予防教室、広報やホームページを活用したフレイル予防に関する情報提供や、講座の開催、高齢者サロンや介護支援ボランティアなどの地域活動を

支援することにより、町に住む方々がいつまでも健やかに過ごすことができるための環境づくりを目指しているところでございます。御質問頂きました各項目については、担当課であります福祉課長から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） はい、お答えいたします。まず一つ目の御質問の「認知症ケアパスの活用方法と効果について」でございます。認知症ケアパスは発症予防から、認知症の症状に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、その流れを示したものです。本町では窓口の配布や広報・ホームページへの掲載のほか、民生委員、福祉協力員、事業所等が相談対応される際に御活用頂いております。今後も認知症に関する知識の普及と意識啓発のため認知症ケアパスとその内容の周知に努め、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。次に、二つ目の御質問、「認知症サポーター養成講座の実施状況とサポーターに対するフォローアップについて」お答えします。本町では篠栗町社会福祉協議会を事務局に、認知症サポーター養成講座を平成24年度から開催しており、受講者累計は1,691人です。サポーターの皆様には、認知症の方の応援者として、地域活動への声かけや見守りなど、可能な範囲でのお手伝いを頂いております。令和5年度は町内中学校においても、認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代への意識啓発の取り組みも始めております。サポーターへのフォローアップについては、誰もが集うことができる認知症カフェで、認知症の理解を深めるために、日常生活の関わり方から成年後見制度や、介護保険などの制度に関する講話を開催しております。また、令和6年度はサポーター養成講座の受講者を対象としたステップアップ講座を開く予定としております。三つ目の御質問、「チームオレンジの立ち上げと活動実績について」お答えします。チームオレンジは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。福岡県内では令和4年度末現在、11の市や町でチームオレンジが立ち上がっておりますが、本町は現在のところ準備段階でございます。今後コーディネーターを配置し、地域住民や事業所などの関係各所と調整を行い、先進地や近隣事例を踏まえてチームオレンジの体制構築を図ってまいります。最後の御質問の「若年性認知症の把握と理解促進、支援体制について」お答えいたします。本町の若年性認知症の有病者数はあいにく把握できておりません。若年性認知症は高齢者の認知症に比べ、発症人数は少ないものの、現役世代だからこそ直面する課題は多く、支援分野が多岐にわたることから、令和3年3月に行橋市

で開設された福岡県若年性認知症サポートセンターと連携しながら、個別の相談対応と支援を行うことといたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。はい。

○議員（太郎良 瞳） 認知症ケアパスの配置場所ですけれども、一応、役場とか福祉協力員さんが配ってあるということでしたけれども、なかなか認知されてない、周知されてなくて私が尋ねると知らない方が多かったので、行政としてもっと周知できるような場所を考えてあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議員の御指摘のとおり、周知が図られてないというようなことでしたら、現在の役場やですね福祉協力員、民生委員さん、広報、ホームページのほかにですね、その他の公共施設に置くなど、工夫をしてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 認知症サポーター養成講座についてですけれども、先ほどの答弁の中で、中学校においても、認知症サポーター養成講座の開催があって、若い世代にも啓発をしたということでしたけれども、これを毎年授業の中に取り入れたりし、小学校の中にでも、啓発をして、より多くの人に、小さい時から知っていくということは考えてありますか。

○議長（荒牧 泰範） どちらがお答えになりますか。

平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議員の御指摘のとおり、私どもも若い世代から、介護予防についても周知を図っていかなければならないというようなことを感じておる次第でございますので、今後、教育委員会とも連携しながらですね、御指摘の点については、事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） すいません。ちょっと、今のサポーター養成講座の件ですけれども、今、私が話を聞いた人は、昼間に講座があつてみたいで、仕事をしてある方、例えば20代とか30代、40代の方とか、そういうのがあつたら行きたいと耳にするんですけれども、平日の昼間にあつてということなので、その講座を

受けられないっておっしゃる方がいらっしゃるんですけども、そういうみんなが講座を受けて、理解できるような方法とかは何か考えてありますか。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 御指摘の点については、検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 今、先ほど、認知症カフェのようなことが出ましたけれども、篠栗町では、認知症カフェが講座のようになっている、近隣では、気軽に集まってお茶を飲みながら、気軽に相談できて、そういう場所があると聞きましたけれども、篠栗町ではそういうふうな近くの場所でいくつかそういう場所をつくるっていうことは考えてないのでしょうか。カフェみたいな感じの。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 現在の地域での高齢者サロン等ですね、これはいきいきサロンやおひさま活動ですけれども、そうした中でですね、その認知症カフェ的な機能がですね、その中に果たしては入れることができるのかどうか、これは関係機関やサロン開催者と協議をしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位 3 番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号 1 番、崎山佐穂。通告に従い一般質問を行います。

福岡県にある 6 つの主要活断層に加えて、九州北方沖・北西沖の日本海付近にも地震を引き起こす可能性がある活断層や、断層帯が合わせて 9 か所あることが政府の調査で明らかになっています。いつ起こるか分からない災害ですが、いつ起こるか分からないからこそ、住民の自助の備えや、意識の向上、自主防災組織や地域での共助の体制づくり、自治体や国による国土強靱化等の公助による支援体制の向上など、3 方向全ての備えが必要です。しかし、内閣府が行ったガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査によると、日本で、全国的に女性と乳幼児向け用品が未だ手薄であり、例えば妊婦の下着の備蓄は 1 % 未満、離乳食は 14 % と低く、おむつや生理用品等の備蓄も実態に合っていないようです。要因としては、男性視点で災害対策が行われているからではないかとの調査結果が出ています。また、全国 1,741 の自治体を対象に、防災担当部署の女性職員の割合を調査したところ、

2022年の結果では、全体の61.9%、1,078の自治体で防災担当の部署に女性の職員がゼロでした。多角的な視点を盛り込むためには、防災分野の人員配置の性別の偏りを見直したり、育成を男女分け隔てなく行っていかなければいけないはずです。なぜなら、東日本大地震でも、女性の死者数のほうが男性に比べ、1,000人以上も多いことや、災害関連死の中でも、エコノミークラス症候群の発症は女性に多く、新潟県中越地震と熊本地震の後、避難生活によるエコノミークラス症候群で命を落としたのは女性だけだったとの報告があります。避難生活では、トイレ問題により、女性や高齢者は、トイレの回数を抑えたいとの心理から、水分を控えがちと言われており、それがエコノミークラス症候群発症の一因かと考えます。現在の社会の構造としては、女性は家事、育児、看護、介護など、ケアに日常から関わることが多く、専門職でなくても経験からの知識も豊富と考えます。以上のことから、人口の半分である女性の防災分野への参画や、実務を行うための女性職員の育成が急務と考えます。令和5年3月に災害対策基本法に基づき、町防災会議が策定更新した篠栗町地域防災計画の中にも、「女性等に配慮した備蓄品等の確保等」の項目に「女性と災害弱者に配慮した生活用品や衛生用品等の備蓄等確保の整備を進めます」とあります。災害に脆弱な人々を取りこぼさないためにも、以下3点について、尋ねます。

①、ライフステージの違う各年代の女性、妊産婦、高齢者等の当事者の防災の参画状況は。

②、配慮された備蓄の内容になっているのか。それは先ほど述べたような当事者や女性消防隊などへのヒヤリング、チェック体制はあるのか。

③、職員の配置、防災研修や育成過程の男女差はあるのか。職員が地域で消火技術、救命、防災を学ぶ絶好の機会である消防団加入率には男女差があると思うのだが、町の方針は。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山佐穂議員から、町の災害対策、災害備蓄について御質問を頂きました。災害による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助による連携が非常に重要となります。また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された女性の視点からの災害対応が行われることも、災害に強い社会を実現するために必須の課題とされています。町といたしましても、第2

次篠栗町男女共同参画計画を策定し、その中に防災分野における女性参画の目標を設定しています。また、内閣府が策定した男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインなどをもとに取り組みを進めてまいるところでございます。

以上を踏まえて、議員の御質問に総務課長からお答えいたします。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい。それではまず、御質問の①「ライフステージの違う各年代の女性、妊産婦、高齢者等の当事者の防災への参画の状況は」についてお答えいたします。令和4年度に篠栗町地域防災計画の改定に当たり、開催いたしました篠栗町防災会議においては、4名の女性委員を選出し、女性の視点での意見を頂き、計画策定の参考とさせていただきました。過去においても女性委員には、民生委員児童委員協議会、町の統括保健師など、妊産婦、高齢者等に日頃から関わられている方を選出し、間接的ではございますが当事者の意見を反映させる取り組みは行っておりました。今後は、当事者から直接意見を伺う場を設けるなど、さらに多くの方が参画できるような取り組みを検討してまいります。次に、②「配慮された備蓄の内容になっているのか、それは先ほど述べたような当事者や、女性消防隊などへのヒヤリング、チェック体制などあるのか。」についてお答えいたします。町では、町長が先に述べましたけれども、内閣府のガイドラインにある、女性に配慮した防災チェックシートを参考に、備蓄物品の充実強化を進めております。女性や高齢者、乳幼児などに配慮した備蓄品の参考といたしましては、被災状況下でもライトや鍵が使用でき水栓にも対応しているトイレトレーラー、生理用ナプキンやおりものシート、子供用と大人用のおむつ、乳児用の液体ミルクやベビーフード、非常食ではアレルギー対応食などを備蓄しております。また、令和5年度より5か年計画で災害時備蓄品の確保を進めており、その中には女性のプライバシーを確保できるテントやパーテーション、高齢者や障がい者でも使い易く臭いや掃除の手間のかからない手すり付きの簡易洋式トイレなども含まれております。災害時の備蓄品につきましては保管場所等の関係により計画的な確保が必要となり、優先度についても考慮しなければなりません。女性消防隊や自主防災組織などの御意見も参考にしながら、今後必要な備品の確保に引き続き努めてまいりたいと思います。最後に③「職員の配置、防災研修や育成過程の男女差はあるか。職員が地域で消火技術、救命、防災を学ぶ絶好の機会である、消防団加入率には男女差があると思うのだが、町の方針は。」についてお答えいたします。町では、男女共同参画社会の推進に係る基本理念の実現に向けて、男女が固定的な役割分担意識に囚われず、様々な分野

において能力が発揮できる取り組みの一つとして、管理職への女性の積極的登用を推進しております。役場の管理職に占める女性の割合は13名で、全体の30%超でございます。男女共同参画計画において、令和8年度までに達成すべき目標値を既に達成している状況となっており、防災業務を含め様々な分野において女性職員が担う役割も大きく様変わりしております。令和5年3月に改訂いたしました篠栗町地域防災計画において、町の災害対策本部の組織体系を抜本的に見直し、災害対応について、意思決定を行う災害対策本部会議とは別に、会議を補佐する総括支援チーム、災害現場や避難所等での活動調整を行うチームなどを配置し、各チームにおいてリーダー的役割を担う組織長、下部組織長に女性職員を17名配置しております。これは全体の3分の1ほどの人数となっており、防災分野へも女性の参画が十分になされていると思われます。また防災研修や育成過程の男女差については、今年度を実施いたしました災害対策本部の部門別訓練においては、対象部門に属する全ての職員を対象に実施しており、男女間における格差は設けておりません。消防団の加入状況については男性職員については、入庁後全ての職員が加入しております。女性職員についてはこれまで35人が加入経験があり、全体の約47%となっております。消防団への入団は災害時の活動だけでなく、平常時における救命講習、防火啓発運動など、様々な経験を得ることのできる貴重な機会であり、災害対応担う職員の育成の場になるものと考えております。第2次篠栗町男女共同参画計画において、女性消防隊の活動拡充を図るとともに、職員の消防団への加入の促進も進めることとなっております。今後も職員が消防団活動に携わり、防災に関する知識の習得、そして地域貢献ができるよう取り組みを進めてまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 女性の管理職や災害対策本部内の女性の割合も増え、それから女性職員の消防団への加入率も半分近くになってきているというのは、篠栗町では男女ともに防災に関わっているというのが、全国的な国の目標値や全国的な平均から見ても評価すべきと考えるのですが、男女共同参画の考え方だったり、合理的配慮という、そういうマインドセットを理解して、職員の皆さんが分かって業務に当たっていただかないと、結局のところその女性が増えれば、問題が解決するという訳では、その単純な問題でもないと思ひますので、それで取組状況のほうの、研修、防災訓練の取組状況のところ、男女共同参画の視点が入った防災訓練、研修

が行われていないという結果も出ているので、男女共同参画の考え方が入ったそういった訓練を行ってほしいなと思うんですが、今後実施する考えはございますか。

○議長（荒牧 泰範） 質問の意図は理解頂けましたか。

はい、では田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい。今の御質問は内閣府の行った調査アンケートの中に男女共同参画の視点を入れた防災研修また訓練を実施しているかというところで、町のほうでは「いいえ」というふうに回答しておりまして、それが令和4年度分が今現在公表されておるところでございますけれども、今後につきましてはそういった視点も十分に組入れながら、研修と訓練を実施してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） ここでおおむね1時間経過いたしましたので、11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（荒牧 泰範） はい、お揃いですので再開いたします。

次に移ります前に、質問順位4番、横山和輝議員、申し訳ございませんが、通告数は1問になっておりますが、細分化された4つが、それぞれに質問となっておりますので、一問一答方式、分けて質問していただくようお願いいたします。

では、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号6番、横山でございます。今回一つの質問を行いますが先ほど議長がおっしゃられたように、4項目に分けてですね、1項目ずつ区切って質問していきますのでよろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。今回の質問は、産業団地を巡る問題と疑問について質問いたします。9月、12月議会でも、産業団地に関する質問をしましたが、昨年秋に行われた「創業祭」及び事業用地1、即ちやまやに関する質問に絞りお尋ねいたします。

最初の質問は、昨年11月26日に行われた、「創業祭」に関する質問を行います。

一つ目、創業祭の主催者は誰なのか。

二つ目、町長は創業祭をどのような認識し、町はどのような立場で参加したのか。

三つ目、産業団地を構成する6社は積極的に参加したのか。

四つ目、町はこの創業祭の費用を全額近く負担したと聞いております。このイベントに要した費用及びその中で町が負担した費用の額及び内容を答えて下さい。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からは「産業団地を巡る問題と疑問について」ということで4項目の御質問がございました。ただいま議長から項目ごとに分けてやりとりが求められております。

まず、それぞれの御質問については、通告に従って答弁を考えておりますので、まちづくり課長、財産活用課長から個別に答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） それでは、まず、「（1）、①創業祭の主催者は誰なのか。」についての御質問にお答えします。篠栗町が主催者となり、進出企業や商工会などの協力のもと行われました。「②創業祭をどのように認識し、町はどのような立場で参加したのか。」についての御質問にお答えします。令和5年第1回定例会予算特別委員会、当初予算説明において、イベント広場などを利用し、コロナを吹き飛ばし、町内外からの多くの来訪者が楽しめるよう、篠栗町で今までにない規模賑わいのイベントをと考慮中であると説明したとおりであり、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれている基本目標4「まちに人を呼び込む」観光協会等と連携したイベントの実施、篠栗北地区産業団地での人の賑わいを創造する施策として、町外からの交流人口増加などの施策に伴うもの、昨年度作成された第7次篠栗町総合計画のビジョンにある、「地域の魅力的な資源を活用し、観光に訪れる人を増やします。」の施策、将来像にもありますような、「人と人 人と自然がつながる 喜びのまち」と繋げるものと認識しております。「③産業団地を構成する6社は積極的に参加したのか。」についての御質問にお答えします。出店参加は3社ありますが、他の企業においても、材料提供や自社敷地の整備、駐車場としての無償提供、自社等への広報宣伝活動など、積極的に協力頂きました。「④イベントに要した費用等」についての御質問にお答えします。予算は、令和5年第1回定例会当初予算にて議決頂きました、事業運営委託料523万7,000円と自動車借上料9万1,000円、合計の532万8,000円です。うち

歳出は、ガムテープやトランシーバー電池など消耗品費1万6,880円。トイレ  
トレーラー汚泥引き抜き清掃作業の手数料6,451円、保険料6万700円、一般  
廃棄物収集運搬清掃業務21万8,300円、ステージやテント設営等の事業運営  
委託料、404万9,504円、シャトルバス借上料7万9,200円、歳出合計で  
443万405円 89万7,595円の予算残となっております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 産業団地にとってですね、今回のこのイベントっていうのは、  
意義があったことだとは思いますが。ただ、なぜこの名称を、創業祭と名付けたのか  
です。創業祭と言えばですよ、関係企業が一丸となってですね、これから頑張っ  
ていきますと、それであったり、何周年記念とかですね。主体となるものは企業にな  
る訳です。町が主催するとなれば、例えば歓迎式典でもいいじゃないですか。端か  
ら見ればですね、この創業祭を行いますとなった時に、企業は計画して企業が大部  
分費用も使って、こういったことをしてるんだと周りの人は思います。まるで、企  
業のために、町費を使ってるように思える訳です。篠栗町も、イベントは数えきれ  
ないぐらいやってきてるはずなので、創業祭が何を指すかぐらいは当然分かってい  
たと思います。なぜこの名称を、創業祭としたのか。

併せてですね、もう一つ質問したいのが、主催者が、町というのであれば、なぜ  
6社で、きちんと揃った上で行わなかったのかです。もし揃わなければ、もう翌年  
に持ち越していいじゃないですか。足並みが揃ってない中、これを急いで行わない  
といけなかった理由とかもしあればですね、そこも併せて答えて頂きたいと思いま  
す。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、二つの疑問点をお話しになりましたが、これは先  
ほどまちづくり課長において、令和5年第1回の当初予算の審議の中で、るる御説  
明し、このような形で行いますということで、横山議員は反対だったかも分かりま  
せんが、議会の総意として御理解頂いて、議会の総意ということは、町の事業とし  
て取り組むということをお理解頂いて、進めたこととさせていただきます。御意見があるな  
らばその場で徹底的にお話し頂くことが筋であろうかと思っておりますから、今この現  
段階で、この私どもが11月26日に行った創業祭について、一般質問の場でこのよ  
うな御意見を頂くことは、御意見として承りますけど、私どもとして、それに対す

る、いやこれはこうでしたというような反論を言う必要はないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長はですよ、予算で説明したので、そのときに質問するのが筋だろうという話をしましたけれども、令和5年度当初予算、この企業祭という名前ですけれども、これ仮だったはずですよ。名称は、正確には決まっていなかったはずですよ。違いますか、そこは。企業祭にしますと言いましたか。いや、企業祭じゃない、創業祭ですね。創業祭と仮で付けられたと思います。ただ、仮でするので、まさかその創業祭という名前を、取りあえずまだ名前が決まっていないうところにも思いますよ。そのときちっとね創業祭しますと、町が全額払ってしますと言えば話は別ですけれども、そこまでの説明はなかったはずですよけれども、そこはいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） 町長。

○町長（三浦 正） 私どもは、創業祭します、ということではありますが、仮という表現をしたかも分かりませんが、総額の予算を決定頂いて、事業をこういうふうにするということを、私どもから十分説明したと思いますので、それについて、仮のままでいいということで、しっかりと説明していないじゃないかということは、御質問には当たらないと思っておりますので、答弁をいたしません。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） それに一つ気になるんですけれども、先ほど答弁でもですね、予算を通したから、それはね、当然使っていいだろうと。ただこちらとしてもね、そもそもそんな十分な説明は受けてない訳ですよ。十分な説明を受けてない中、幾らでしたっけね、事業運営委託料500万円ぐらいですか。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_そして企業も当然負担すると思う訳じゃないですか。その時言いましたか。企業は負担しませんって。\_\_\_\_\_当然、説明したとかしないとか言いますが、そこまできちんと説明してやっと言えることじゃないですか、町長の答弁は。

そこはいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- 議員（横山 和輝） \_\_\_\_\_
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長、何か。
- 町長（三浦 正） いろいろ、今質問という立場で御意見頂いておりますが、私どもがこういう事業を行うということは十分説明したと思っておりますし、それぞれの企業も、先ほどまちづくり課長が説明したようにいろんな形でのそれぞれの事業者の負担でもって、進出をして頂いたりしている訳でございますので、それを総額で私どもがこれだけかかりました。そのうち、町がこれだけでしたという御報告はしておりませんで、あくまで町がかけた費用について報告した訳で、これは当初予算に基づいた報告をした訳でございます。 \_\_\_\_\_
- 

- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 最初の答弁でも、言ったかもしれないですけど、これそもそも、1番の目的って何ですか。そしてまたこのイベントをする前と、した後何か変わりましたか。そこを答えて頂いてよろしいですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 私どもは当日4,500人の町内外からの人を呼ぶことができました。これは町にとって、今までやったイベントの中での1日の事業としては最大のものでございます。その後につきましても、いろんな事業体で、今実際にお客様を呼び込んでおりますのは、篠栗珈琲焙煎所とやまやのレストランでございますけれども、非常に賑やかな人が来ておるという状況でございます。私どもとしてはこの第1回目創業祭を行ったことは、非常に大成功であったと思っておりますのでその旨、決算の場でも御報告したいと考えております。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 先ほどの答弁ですと、すごい産業団地に訪れる人が増えまして、だから大成功です、とそういうふうに聞こえたんですけども、だから何ですか、ということですよ。来客数が増えるからですね、企業にとってはすごくいいことですよ。町費を使ってですよ、500万円以上使って、その企業の来客数が増えて町に何のメリットが1番あるんですかと私は聞いてるんです。そこを答えて頂きたいと思います。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員、申し訳ございませんが、町にとって何のメリットがあるかないか、それは予算の時に審査しておりまして、そこ、あなたが反対した

かどうかというのを、ちょっと申し訳ない、私も覚えてませんが、議会として議決しておるんで、そのことについてとやかくは控えて頂きたいと思います。

---

---

---

では、次の質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、二つ目の質問に行きます。

二つ目は、排水処理施設及び町有の駐車場の賃借料に関する質問を行います。

町有地にやまやが排水処理施設の建設に取りかかる時から町有財産賃借始まり、令和4年6月10日付けで、やまやとの賃貸借契約が結ばれています。その契約どおりの金額が納められているのかお尋ねします。

次に、令和5年3月27日に、令和5年度から駐車場として賃貸借が始まる708平米を加えた契約が取り交わされておりますが、排水処理施設に関して賃借料が減額され、駐車場の単価と差がなくなっています。これはなぜでしょうか。答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは、「排水処理施設及び町有の駐車場の賃料について」にお答えいたします。横山議員が言われますとおり、令和4年6月10日付けで、排水処理施設用地1,289.57平米と本社工場から排水処理施設までの占用する埋設管分78メートルの賃貸借契約を締結いたしました。埋設管は、条例で管の外径幅によって占用料が定められているものですが、今回、1メートル当たりの単価を取り違えて計算していたところと、土地賃貸料を月額とするところを日割で積算していたことが発覚したため、株式会社やまやコミュニケーションズに説明を行い、令和5年3月7日付けで、当初契約から41万4,907円を減額する変更契約を締結したものでございます。その後、令和5年3月27日付けで、駐車場分の708平米を含めた令和5年4月1日以降の賃貸借契約を締結したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） すいません、通告書に載せたと思うんですけれども、契約書どおりにですね金額が支払われたのかですね。その点ちょっともう1回よろしいで

すか。

○議長（荒牧 泰範） 確認ですね。

はい。熊谷課長

○財産活用課長（熊谷 重幸） この契約に関しましては、令和4年度分に関しては、支払いが完了しております。

○議長（荒牧 泰範） はい横山議員。

○議員（横山 和輝） 答弁ではですね、言ってみれば、やまやの本社のところから排水処理施設までのパイプを下通して、その下のパイプ代がですね、間違っていたと、なので減額しましたと、なんですけれども、減額しましたということなんですけれども、なぜ間違えたのかですよね。これは職員のミスなんですか。また、こんなこと誰が気付いたんですか。そういう面でちょっと疑問なんですよ。なかなか気付かないと思いますよ、これ。最初にきちんと計算して契約を取り交わした、それが間違っていたという訳ですよね。それ、誰が気付いたんですか。そしてもう一つ、監査委員には説明したんですか。したというのであれば監査委員はなんて言われましたか、このことを。そしてね、間違えて取りあえず支払ったというのは、契約書どおり支払ったという訳ですから、間違った金額を納めたということなんです、企業が。間違った金額をその後どのように訂正して処理したのか、そこを答えて頂きたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） この単価契約、単価の取り違いの所ですけど、財産活用課のほうで計算いたしまして、それをうまくチェックできてなかったというところで、気付いたのは、うちの職員のほうで気付いております。その発覚してから、変更契約のお話に行って、3月7日付でこの話をして、変更契約を行いまして、その額で年度内に納めて頂いておりますので、返金とかいう形はとっておりません。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 私から言うことじゃないですけど、職務怠慢と言いますか、職員のミスなので、一つ謝罪でも入るかなと思ったんですけれども、入らなかったんですね。またその変更するに当たってですよ。企業間ってね、企業と行政ですよ。当然協議しますよね。変更する時にですね、特にこれなんて間違ってた訳ですか、町が悪い訳ですから。ただ情報開示を私しています。その時協議書出てこなかったんですよ。その間違った金額を企業とね、どういった話合いを行われて、また新し

い契約書をとられたんですか。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、情報開示の件でまず、一つ目、令和4年12月13日におきまして、町有地の株式会社やまやコミュニケーションズに貸与するための協議書等という形で請求がございました。その分に関しまして、令和4年6月10日付けの賃貸借契約をうちのほうから提出しておるところでございます。二つ目の開示請求で令和5年2月22日、産業団地において、町有地を株式会社やまやコミュニケーションズの駐車場に貸与するための協定書ということでありましたけど、まだ、このときは契約しておりませんでしたので、不存在という形で処理させて頂いておりました。その間に、令和5年3月7日の変更契約書の締結というふうに締結変更いたしまして、その後に、開示請求が令和5年5月18日、産業団地において、町有地を株式会社やまやコミュニケーションズの駐車場に貸与するための協定書という請求がありましたので、令和5年度以降の賃貸借契約書を出させて頂いたという流れでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これ質問というか、ちょっと確認させて頂きたいんですけど、そのパイプの排水処理施設まで繋がってるパイプの値段の出し方なんですけれども、当初、間違ってたって言った出し方ってどういったふうに出されて、それが間違えたって気付いたかですね、気付いた後はね、どこがどういう計算そういった計算になったのか全くわかんないんですね。そこを説明していただければと思います。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。まず、この単価の取り間違いの件でございますが、行政財産使用料条例の第3条に、この配管の部分の単価を定めたところがございます。本来であれば、管径が125のところは45円。すいません、70未満が21円。1メートル当たりですけど、70から100ミリ未満が30円。150から200未満が60円。200から300未満が90円。400ミリ以上から700未満が210円。700から1,000未満が300円、1,000以上が600円となっております。このところですね、それぞれの管の大きさに算出するところだったんですけど、この単価を全て、この1,000ミリ以上の600円を適用しておりましたので、そこで間違いに気付いたというところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（横山 和輝） （次の質問に写ります。）

○議長（荒牧 泰範） はい、次の質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 三つ目の質問にまいります。三つ目は「やまやとの相互利用その内容と必要性」について質問いたします。

相互利用という言葉が、昨年の12月議会で唐突に町長から出た言葉でございますが、その後じっくりと議事録を読み返しても、相互利用の意味するところが理解できません。したがって次のような質問を行います。相互利用の項目について、町側が提供するものは具体的に何なのか。やまや側が提供するものは何なのか、この2点の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「（3）やまやとの相互利用について」の御質問にお答えします。令和5年第4回定例会一般質問においての「事業用地1の駐車場に関する質問」に対する質問と答弁のやりとりにおいて、派生した言葉でございます。中身を言いますと事業者敷地と町有地、国有地を一体整備し、通常は駐車場とされているところでございますが、横山議員より、「事業者が町有地、国有地を無断使用している。バリケードを張ればいいではないか、イベント広場なら白線など引かなくてイベント広場と分かるようにすべき、大型バスの駐車スペースもない」等々の質問に対し、「イベント広場の位置付けや整備」につきましては、令和4年第4回定例会一般質問でもお答えしましたように、イベントなどの使用状況によっては、会場の配置や規模により形態が変わると思われまますので、柔軟な対応ができる状態だと考えております。また、普段は、内外からの来訪者駐車場利用や景観を楽しんで頂く憩いの場と考えております。と回答し、「国有地の活用」につきましては、今後の篠栗北地区産業団地の企業建設や、その他公園などの整備も含め、町有地イベント広場や国有地の利活用を検討してまいりたいと思います。ちなみに現在大型バスの乗り入れは、株式会社やまやコミュニケーションズの協力により、建物前の大型車駐車スペースを利用することで対応を行います。と回答いたしました。これに伴い、派生したやり取りの中での発言になります。その発言の前段といたしまして、その他の町有地管理地と、今回の産業団地の広場兼駐車場というのは、根本的に性格が違うもので、現に、イベントの際には、やまやの土地も含めて、全体を使わせてもらっているという相互利用によって、今後、これからの町の交流人口、それからいろんな対応をして、賑やかさを取り戻そうとしているものでございます。御意見としてお承りいたします、と回答がなされているように、「相互」とは、町の交流人口や賑やかさを取り戻す、その一つのことに對する両方の立場、働

きかけ、動きなど、同じ方向で行い、利活用していくという意味で使われております。互いが何らかのメリット、利益を得るなどとは性質が違うものとの回答もされております。この事業用地1に伴う経緯などは、令和6年1月29日の総務建設文教厚生合同常任委員会でも報告しましたとおり、令和4年第1回定例会当初予算説明において、完成予想図を提示し、説明がなされ、令和4年第3回定例会補正予算では、範囲分割図を提示し、国有地、町有地区分の整備の説明を行い、令和4年第3回臨時会では、その整備負担金の協定の締結について議案を提出し、協定書の説明を行い、令和4年第4回定例会一般質問にて、フェンス等で区切りを施す必要について、町としても必要な際は、広く一体的な使用も考えられることから、景観を保つ形での整備を行っています。と答弁を行い、イベント広場を駐車場にする必要はないと考えるについては、イベント等の使用状況によっては、会場の配置や規模により、形態が変わると思われしますので、柔軟な対応ができる状態で整備を行うものです。と答弁いたしました。令和5年第3回定例会一般質問についても同様な答弁を行っております。と報告を行い、その説明の中では、各議会での質問事項と、回答内容も報告・説明をさせていただきました。また維持管理的なものとして、基本、株式会社やまやコミュニケーションズに協力して頂いております。とも報告をいたしました。いずれでも説明しておりますように、「町の交流人口や賑やかさ」に対する両方（双方）の立場での取組・活用であります。よって、日々検討、変化していく状況でありますので、御意見として承り、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 長々答弁ありがとうございます。はっきり申し上げます。意味が分からないです。今の答弁ですね。長い答弁聞いてましたけれども、ごまかしてるようにしか聞こえないんです。何ですか、日々変化するって。結局、何が言いたかったんですかね、今の答弁ですと。今、駐車場をね、国有地町有地をやまやが使ってますと、つまりそういう許可したってことですか、それとも日々変わるってどういうことですか。私の通告書の内容の、相互利用という言葉は分かりますよね。片方は何かをもたらし、片方は何かをもたらす、お互いにメリットを求めることですね。だからそれは何なのかを聞いているんです。日々変化するとか、よく意味が分からないんです。そこをちょっともう1回答えてもらっていいですか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、御質問を再度、通告の内容に従って、アとイの項目についても、御質問がありました。それをトータルで説明したのが今のまちづくり課長の答弁でございまして、もう一度せよと言われればもう一度同じ内容で読むこととなります。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでは聞きますけれども、やまや側とですね、お互いそういった協力し合ってやっていきます。という、総括するとそういった答弁だったと思うんですけれども、じゃあほかの事業者どうなりますか。残りの5企業、それだけじゃないですよ。町の全事業者に言えることです。一体何をね、何の条件をクリアすれば、町とね、もう町側もそれは町費を使ってでもですよ、何かしらをもたらしてね。そういった、相互関係になるのかですよ。当然そういった条件をクリアした上で、やまやとそういうことになってる訳でしょうから、その条件の詳細を言ってください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問の趣旨は、分かりかねるところでございまして。今、（3）における、御質問の内容で御疑問があるということであれば、議会の中で御提案頂き、議会として、やはり自治体として、これはおかしいんじゃないかということであれば私どももしっかりと、それについて議会の申し出ということに対応したいと思いますので、まずその疑問につきまして、今日一般質問で私どもが答弁したことは答弁の内容通りでございまして、それを議会の中でぶつけて頂いて、議会の皆さんで御審議頂ければありがたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 単純に協力関係になるまで、誰の判断でそういったことになったんですか、町長の判断ですか。町長がやまやと協力関係になると言ったからそういうふうになったんですか。そういったきちんとしたね、条件がないというのであれば、どういったね。手順を踏んでそういうことになったんですか。そこを説明してください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 細かい内容は、先ほどからずっと過去の議案の説明、議会の中での御審議の中でしっかりと説明してきたこととございまして、もう一度皆さん方が、それについてやはり疑義があるということであれば議会の質問として私どもお受けして、しっかりそれを説明するようなことは用意しております。

- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今説明してください。この一般質問そういった場でもある訳ですから、他のどこの予算であったり決算であったりそういうところで説明しますじゃなくて、一般質問の場ですから、ここで説明してください。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） ですから、その内容につきましては先ほどからまちづくり課長が説明したとおりのやりとりの流れの中で、私どもは今回、こういうふうな対応をしたということでございまして、もともと平成27年、私どもが鹿島建設を事業パートナーにして、この事業を進めていく時の1番の目玉がやまやコミュニケーションズが本社移転して我が町に来てくれるということでございました。そういうことをいろいろ考慮した上で、いろいろ今細いと決め事はしたのかということはおっしゃいますけど、そういう決め事は一切ありませんけれども、私どもが、私どもがというより私がそういう判断をして進めていった事業であるということは、これまで説明したこととさせていただきます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今の町長の発言からしても、やまやが本社を移してきてくれたとか、それを考慮してとか、そういった答弁されましたけれども、つまり、はっきり言って行政と企業ですよ。どこであろうと1企業にすぎない訳ですよ。ただ町長の考えとしては、優遇してると。そういうふうに聞こえたんですけどそれで間違いないですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 優遇しているということではございませんで、私どもが説明した上で、議会の皆様にも御理解頂いて進めているということでございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 少しちょっと話戻しますけれども、結局のところ、これちょっとはっきり言ってもらいたいんです。町有地・国有地、これはやまやが使ってもいいと。そういうことでいいですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 相互利用をしていく訳でございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） はい、分かりました。町側が提供してるのはもうそれは駐車場だということですね。ここを賃料に直したらですよ、1平米当たりの金額っての

は出ますので、国有地を貸すことは難しいですけれども、仮に貸せるとした場合、国有地と町有地合わせて大体年間2,000万円以上の賃料が町に入るぐらいの大ききなんです。それを町長はですね、相互利用だから、もうやまやに使っていいと言われた訳ですけれども、その2,000万円相当に値するものを当然、やまやからですね、提供していただければね、やっぱ計算が合わない訳です。やまや側から町に何をしてもらってるんですか。

○議長（荒牧 泰範） どちらが答えられますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、よろしいですか。2,000万円という根拠が全く私どもは分かりませんで、これについて私どもがしっかりと私どもの町の駐車場のこの一部について提供するというので賃料を確定させ、それを説明したと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 賃料は簡単ですよ出し方は。町長。それはもともと、排水処理施設もそうですし、やまやも、多少ね、今賃借してますよね。そこの平米数がある訳ですから、その平米数で割れば1平米当たり幾らってのは当然出ますよね。そういう残りの国有地と町有地、何平米かちゃんときちんと記載されてますよね。それを掛ければいいだけの話なんです。それを掛ければ2,000万円相当になる訳です。分かりますか。簡単ですよこれ。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御理解がちょっと中途半端になってるんじゃないかと思っております。度々議会で御説明しておりますのは、国有地と町有地のイベント広場部分以外の、町として、やまやに貸している部分について賃料を取っているということで、あとは相互利用でやっていきますよということをお話ししてきたかと思っておりますが、その辺の御理解については、もう一度お調べ頂きたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） かみ合っていないので、言ってますけど、町有地・国有地の値段が2,000万円相当に値しますよと私は言ってるんです。相互利用でもいいですけれども、それだけのものをね、相互利用で使ってる訳ですから、やまや側が町側に何を提供してるんですかと聞いてるんです。そこに対してちょっと答えてもらってないんで、そこを答えてください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 質問のご趣旨がよく理解できないんですけれども、相互利用というのは全体のことを指している訳でございます、国有地・町有地を使っている相互利用をやまや側がどう負担しているのかっていうことは、私どもとしては、それは何かを御質問の趣旨が分かりかねるところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと言ってる意味わかんないですかね、私の言ってること。わかんないですか。町側は、相互利用だと言ってね、駐車場を使っていいですよと、許可してる訳ですよ。でも、やまや側が負担するようなことはないとかいうことって相互利用じゃないですよ。相互利用っていう訳ですから、やまや側が何を提供してるのかを聞いてるんです。だからちょっとそこ答えてもらっていいですか。

○議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） すいません、恐らくその相互の意味の取り違いが双方に発生してるんじゃないかと思います。先ほど私が答弁いたしましたように、うちの考えているその相互利用というのは、町の交流人口や賑わい、これを取り戻す。その一つの事業的な運営として両方、町とやまや両方の立場で動き、同じ方向に向かって考えをしていくというところでの相互利用という言葉を使ったという御説明をさせて頂いたと思うんですけども、どちらがメリット云々とかではなく、あそこは、やはり、散々今まで申し上げましたように、町内外からの交流人口を増加させてですね、篠栗町の新しいシンボルゾーンとなるような形で、双方で考えているというところの御説明をさせて頂いた訳でございます。ですからちょっと認識、お互いの思い、言っていることがちょっと齟齬してるんじゃないかならうかと思いますんで、その辺は町長も言われたように、議会のほうでまとめてですね、何かの質問ということで挙げていただければと思います。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 今答えてもらいたいんですけどね、それは。議会でまとめてじゃなくて。その、それがですよ、通用するならですね、じゃあ、例えば久原本家ではどうなりますか。久原本家まだ建ててませんけれども、あそこは自分たちの駐車場で、1億くらいでしたっけ、1億くらいで購入してる訳ですよ。それは久原本家だって極東ファディだってケアユーだってですよ。それは町のこういった賑わいをねするためには重要な役割を持っていますよ。そういったところに対しても、それ相応のことを当然するというところで、よろしいですかね。そしてまた町全体、町の事

業者全体にも言えることだと。町のために賑やかさを取り戻すために、何か町のためにしてくれる事業者があれば、町がね、しっかりとそれに対して、協力すると。そういうことでよろしいですか。曖昧過ぎます。答弁が。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問の趣旨もなかなか曖昧でよく分からないんですけども私どもとしては、今おっしゃったことも含めて今後考えていかなければいけないことだろうと思います。例えば、久原本家が、あそこに工場を建てる、2年後ぐらいになろうかと思えますけれども、そういう時にまた久原本家も含めたところで、新たな事業、新たな創業祭等を、また発展的な形ですとすれば、その事業者も含めていろいろやっていく、いろいろ今後の可能性については今後もしっかり考えていくということであろうかと思えます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員、申し訳ございませんが、あなたが総務建設委員長で、今のおっしゃってるところの一部もよく分かります。この場所じゃなくて、再度もう一度、総務建設委員会で今の件についての共通認識を、諮っていただけますか。よろしくをお願いします。

では、次の質問を。

○議員（横山 和輝） 最後の質問にまいります。

国有地の駐車場をやまやが利用することを国道事務所に確認しているとの発言について質問いたします。令和4年9月28日付けで、国有地の駐車場は来訪者に限ると町のほうから国にお願いし、了解をもらっておきながら昨年12月1日に国道事務所に問い合せて、やまや関係の車両の駐車も問題ないとの返事をもらったと担当課長は明言されましたが、私はそのことを到底信じることができないので、ここで改めて質問いたします。間違いなく国はやまやの社員用の駐車場としても使用してよいとの返答だったのか、教えてください。

○議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「（4）国有地の駐車場について」の御質問にお答えします。令和5年第4回定例会一般質問における回答は、国有地の使用については、12月1日に福岡国道事務所へ再度確認を行いましたところ、国としては、駐車場用地として占用の許可をしており、誰かれを問うものではないとの回答でした、と回答いたしました。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） その一般質問の後の合同委員会にて、私は念を押して執行部にお尋ねいたしました。社員用のやまや社員用の駐車場として、本当に国が許可したのかと。その時の課長の答弁は、そのとおりです、ということですが、それで間違いはないですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 申し訳ありません。その記憶が今のところ僕にはないんですけども、国から言われてるのは誰かれを問うものではないという形で回答は統一していたと思います。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 覚えてないんだったら、改めて御質問いたします。これはやまや社員が使っても良いと国から許可をもらったんですか。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 何度も申しますが、国としては駐車場用地として占用の許可をしており、誰かれを問うものではない、との回答でした。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） もうその答弁しか恐らくしないんでしょうけれども、はっきり言えるはずですよ。問い合わせたなら、やまやの社員用として使っていいですかと。使っちゃ駄目と言われました、使っていいと言われました。そのぐらい言えるのにですよ。そのごまかしの答弁なんですか。もう質問変えます。同じ答弁が続くでしょうから。どうやってね、国に対してね、これ、聞いたんでしょうかね。言ってみれば、地方整備局にですよ、これは来訪者駐車場に限ると来訪駐車場の駐車場として整備したいということで地方整備局に送って、それを許可を受けた訳です。そのときは来訪者用しか認めてない訳ですよ。それに対して、失礼な言い方ですけども町の一課長がですよ、国に対して電話をしたんですか。国道事務所に。国道事務所の人が使ってもいいですよ、とそういうことを言われたって言ってんですかね。国道事務所の、誰に言われたんですか、課長ですか、所長ですか。いまいちね現実味がない訳ですよ、12月1日に聞いたと言ったところで、そして国道事務所のいったい誰がね、そんなことを言ったのか。そこをね、経緯を説明してください。

○議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） はい、12月1日に私と担当の係長等で、事務所まで行きました。そこの篠栗のその担当してある方に、来て頂いてお話をお伺い

いたしました。「事実、来訪者じゃなく従業員が使ってるようなところも見受けられます。これってどういう形ですかね」というような質問をしてたと思います。その際に、「国としては駐車場利用地として占用許可をしておりますので、誰彼問うものではありませんよ」と、いうことの御回答を頂きました。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと確認します。国道事務所に行ったんですかそれとも担当者を呼んだんですか。どちらですか。

○議長（荒牧 泰範） 大内田課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 担当者の方と約束をとりつないで事務所のほうに出向きました。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 誰彼を問うものではないと言って、それは地方整備局につないでですよ、そういった話をした上でそういうことを言われたのか、それともその担当者が単独で、担当者がどの位置にいる人かはちょっと分からないですけども、その人の判断でそういうことを言われたと、いうことでよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） 大内田課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） そのこの国道事務所内の経緯はよく分かりませんが、私はそういった形で回答を得ましたということで議場でもお答えいたしました。

ただ、町としては貸してはいませんし、先ほどの質問とも重複するところがあるかと思いますが、あそこに関してはイベント広場等で、そういったものでも考えがある、というイメージをお持ちください。あくまで町有地で、あそこはやまやの従業員が使ってるから、”貸しとろうが。無断で使いようが。”そういうことでもなく、あそこを全体として私たちは考えて、何が1番賑わいをもたらすか、来訪者にいいかというのを考えて対応を検討して進めてまいります、ということを各委員会でも散々言っていると思いますので、そういった意味合いでございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） いや、これを言うとちょっと一般質問の趣旨に外れるかもしれませんが、賑わいをね取戻す、イベント広場として使うって、これ、もう一言言って終わります。あれのどこがイベント広場ですか。ただの駐車場でしょう。あれのね、何をもちいてイベントするっていうんですか。イベントをするなら、あれ、カブトの森もあるし、オアシスだってあるでしょう。あそこで企業以外の誰がね、イベントしますか。ただの駐車場でしょうが。そういうね、イベント広場で区切り

もしてないところをね。もう私は屁理屈にしか聞こえない訳ですよ。

実際それどうするつもりかという、きちんとしたね、明確なね、計画もね、出されてないでしょう。非常にね、そういうのはね、私はね、都合のいい屁理屈だと思ってますんで、もうそのことを申し上げて、もう質問はしません。

これで終わります。

○議長（荒牧 泰範） 終わられる訳ですね。

○議員（横山 和輝） はい、終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。皆様方にお諮りいたします。時間が超過しそうですがあと1名ですので最後までやらせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

質問順位5番、浦野雅幸議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、皆さんこんにちは。議席番号2番、浦野雅幸でございます。早速ですが、「行政における『交通安全意識の向上』に向けた認識と、現状の取り組みについて」質問いたします。

連日、ニュース等で交通事故による痛ましい事故が後を絶ちません。

中でも、飲酒運転に起因する事故は、被害者はもとより、加害者本人やその家族、職場への影響は計り知れないところでございます。このような、痛ましい事故を未然に防ぐためには、平時から、交通安全運転の意識向上が不可欠と考えるところでございます。

道路交通法施行規則が改正され、令和4年4月より安全運転管理者の業務が拡充されました。さらに、令和5年12月1日からはアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されています。

しかしながら連日、飲酒運転に関する報道が後を絶たず、県内でも、自治体職員による違反報道も耳にするところでございます。事故や違反をした本人は当然ですが、管理体制の不備が問題視され、事業者の信用問題になるケースも多いようです。

事故を起こさないこと。被害者を出さないこと。大前提ではありますが、事業者や従業員の信用を守るためにも、安全運転に関する規則遵守や啓発活動が必要と考えます。そこで、本町における「交通安全意識の向上」に向けた認識と、現状の取り組みについて質問を行います。

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。車両等の使用者は、業務で使用する車両の点検整備、運行計画、運転手に対する指導等、事故が起きないように努めなければならないとされています。しかしながら、

その全てを1人で行うことは不可能であるため、代わりに、具体的な業務を行う者を設置し、その業務を代行させるものであります。安全運転管理者の管理対象は自家用自動車（白ナンバー）であり、安全運転管理者の選任義務は、5台以上の自動車を使用、乗車定員（11人以上の自動車は1台以上）となっております。そのため、本町も、安全運転管理者制度の対象となります。

安全運転管理者制度についての認識と現状についてお尋ねします。

まず初めに安全運転管理（者）制度についてどのように認識されているのでしょうか。

2番目に、運転者の状況把握についてはどのように行っているのでしょうか。

3番目、管理業務の点呼についてはどのように行っているのでしょうか。

4番目、運転者の酒気帯び有無の確認とその記録・保存はどのようになっているのでしょうか。アルコールチェッカーによる点検はどのように運用しているのでしょうか。

次に、その他の管理業務に関してどのように運用をしているのでしょうか。

6番目、事故や違反を起こした際の報告義務はどのようになっているのでしょうか。また、その際のメンタルケアについてはどうでしょう。

次に、車両管理の現状についてお尋ねします。

運転者の人数及び免許証の有効期限等の状況確認についてはどのようになっているのでしょうか。また、ガソリンカードやETCカード等の取扱いに関してはどのようになっていますか。次に本町所有車両の台数や所有形式はどのようになっているのでしょうか。オアシスバスやトイレトレーラー、消防団の車両等についてはどのようになっているのでしょうか。また、車検期限の状況把握についてはどのように行っているのでしょうか。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、浦野雅幸議員から「行政における『交通安全意識の向上』にむけた認識と現状の取り組み」について、幾つか御質問を頂きました。

道路交通法の改正によりまして令和5年12月1日からアルコールチェックが義務化となり、酒気帯び確認が必要となりました。義務化の背景として、令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転のトラックに下校中の小学生がはねられ、合計5人の死傷者を出した痛ましい事件が発端とされています。最近県内におきまし

ても、自治体職員の飲酒運転報道が立て続けになされており、本町の行政職員のみならず、業務に携わる関係者の交通安全に対する意識向上は重要な問題と捉えているところでございます。

本町は、庁用車の総括車両管理者を財産活用課長とし、庁用車の管理に関する事務を財産活用課で総括しています。なお、消防自動車や一部の庁用車につきましては、運用上の観点からも各所管課にて管理を行っているところでございます。

また、事業所となる役場庁舎の保有台数が安全運転管理者選任義務である保有台数5台を超えることから、安全運転管理者を財産活用課長、副安全運転管理者を財産活用係長と定め、福岡県公安委員会に届出を行い、同委員会が開催する安全運転講習会に、年に一度受講しているところでございます。

それでは御質問の各項目につきましては、財産活用課長から順番に答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは、回答いたします。

1番の「安全運転管理者制度についてどのように認識しているか」との御質問ですが、本町の業務におきましても訪問や外部での会議、現場確認や作業など、様々な業務で庁用車を利用いたしますが、その中で、職員をはじめ、その業務に携わる関係者が交通事故を起こさないように、安全運転を遵守させる措置を講じなくてはならないものとの認識でございます。

次に、2の「運転者の状況把握についてどのように認識しているか」との御質問でございますが、財産活用課所管における一元化車両におきましては、緊急時を除いて、システム上で事前予約制をとっており、その段階で利用の状況把握を行っているところでございます。なお、一元化車両を除く所管課管理の庁用車につきましても、システム上で管理を行っているところでございます。

次に、3の「管理業務の点呼についてどのように行っているか」との御質問にお答えいたします。一元化車両の点呼につきましては、アルコールチェックと併せまして、財産活用課職員対面で実施しているところでございます。なお、一元化車両除く各所管課管理の庁用車につきましても、対面での点呼を行っているところでございます。

4の「運転者の酒気帯びの有無の確認とその記録・保存はどのようにになっているのか、アルコールチェッカーによる点検はどのように運用しているか」との御質問でございますが、まず酒気帯びの確認でございますが運用開始に先立ちまして

「Mobility Passport（モビリティパスポート）」という運転管理システムを試験的に導入いたしました。このシステムは、庁用車の予約やアルコールチェックの検査結果等を一元管理できるシステムとなっており、財産活用課におきまして全体の把握を行っております。記録保存につきましてはシステムに利用者自らが利用者名、使用日、使用開始時間及び返却時間。アルコールチェックにおきましては、使用開始前と庁用車返却後にそれぞれチェックを行い、確認した財産活用課職員名も入力するようルール化しているところでございます。また、保存期間につきましても法令で定められているとおり1年間としております。これらの運用は、一元化車両除く各所管課管理の庁用車につきましても同様の手順で実施しております。

次に、5の「その他の管理業務に関してどのように運用しているか」との御質問ですが、篠栗町有自動車管理規則第11条におきまして、運転者の義務として庁用車の不具合等の報告義務を定めており、使用者自身が運行上の問題や目立った破損がなかったかなどを確認を行い、財産活用課に報告しその内容をシステムに入力することで一括した管理を行っておるところでございます。

次に、6の「事故や違反を起こした際の報告義務はどのようになっているのか、その際のメンタルケアについては」とのことですが、篠栗町有自動車管理規則第14条、交通事故等の措置等の2項に則り、運転者は交通事故等の当事者となった時は、所属長、車両管理者及び総括車両責任者に直ちに報告を行い、町長まで報告を行うことになっています。事故等のメンタルケアにつきましては、当事者が希望すれば町で契約しております産業医と面談を行い、その内容を受けて適切な措置を講ずるものとしております。

次に、7の「運転者の人数及び免許証の有効期限の状況把握についてはどのようになっているのか。ETCカード等の取扱いに関してはどのようになっているか」との御質問ですが、先ほど御説明いたしましたモビリティパスポート上では消防自動車を除く庁用車の運転者として、現在232名が登録されています。また、運転免許証の有効期限に関しましては、同じくモビリティパスポートで事前に有効期限を入力し、更新期限の1か月前と10日前に更新を促す通知メールを送るようにしています。なお、このモビリティパスポートに入力した運転免許証の有効期限が過ぎますと、庁用車の予約ができなくなるように設定しておるところでございます。次に、ガソリンカードですが一元化車両につきましては庁用車キーとガソリンカードを一体化して管理ボックスで保管を行っており、各所管管理の庁用車につきましては所管課長管理の下で一元化車両と同様の管理を行っておるところでございます。

ETCカードにつきましては、総務課におきまして管理を行っているところでございます。

次に、8の「本町所有車両の台数や、所有形式はどうなっているのか、オアシスバスやトイレトレーラー、消防団の車両等は、また、車検期限の状況把握についてはどのように行っているのか」との御質問でございますが、庁用車の内訳でございますが、車両総台数72台で、うち一元化車両12台、所管課管理車両36台、消防車両24台となっています。オアシスバスにつきましては車両を含めた運行委託を行っておりますので、庁用車には該当いたしません。トイレトレーラーは災害派遣車両でございますので、総務課所管となります。また車検期限の状況把握でございますが、消防自動車を除く全ての庁用車の車検管理は財産活用課で行っており、消防自動車につきましては総務課にて管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございます。事故ってというのは、どんなに注意しててもなかなか、完全にゼロにすることは厳しいかというふうには思うところでございますが、この飲酒運転に関しては本人次第で気持ちの持ちようで、100%防げるものじゃないかなというふうに考えているところでございます。しかしながら、ここ数日でも、その飲酒運転に関する報道等をニュースなどで見るところでございますが、この飲酒運転が後を絶たないことについてどのようにお考えでしょうか。見解をお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、この最近、町長も申されましたとおり、最近糟屋地区、福岡県内におきましても、かなり飲酒運転事故が起きております。それぞれの個人の意識をどう高めていくかというところが1番の問題だと思います。そういったところで本町といたしましても、今年からの取り組みを行っておりますが、令和5年の6月22日に粕屋警察署の交通課長にお越し頂きまして、安全運転講習会を職員対象に実施しておるところでございます。こういったところを、毎回しっかりし続けながら、そういった意識の高揚を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい。再質問ございますか。

○議員（浦野 雅幸） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会といたします。

散会 午後 1 2 時 1 6 分

令和6年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日 (採決)

令和6年 第1回 定例会 会議録

日時 令和6年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長 水江靖浩 次長 伴秀代

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第5号「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第5号「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」

本議案は、適切な管理が行われていない空家等及び空地が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とし本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家等に対して、町が実施する施策に加え管理不良状態の空き地に対しても調査、助言、指導及び勧告を町が実施できるようにするものであります。執行部の説明では、町民からの相談や実態調査の依頼により土地所有者等の調査を行い所有者等の確知を行う。その上で、立入調査のための通知書を送付の上で立入調査を実施することとです。

また、調査の結果、管理不良状態であると認められた場合には該当通知を送付し、改善を促すこととなります。この時点で、改善が認められた場合には改善通知を、また改善が認められなかった場合には、指導、勧告、特定空家等に関しては命令と、その段階に応じて措置を進めることとなります。

いずれの段階においても、現地確認において改善が認められなかった場合には、空家等対策協議会にそれぞれの段階において審議を行うこととなります。この勧告の段階に至りますと、空家等に係る敷地は地方税法の規定に基づき、固定資産の課税の特例から除外されることとなります。命令に関しては事前通知を行い所有者等に意見書の提出や公開による意見の聴取を請求することができることを知らせると

ともに、結果について空家等対策協議会に諮った上で、命令が適当と判断された場合には所有者等に対し命令書を送付し、相当の期間を経た後、現地の確認を行い、それでも改善が見られない場合においては代執行を行うこととなります。

また、遠方に居住などの理由により所有者等本人が対応できない場合においては、事務代行依頼申請を行うことで篠栗町と申請者の間で必要な措置を代行にて行うことができることとなります。との説明がございました。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法に空地という文言がないが上位法に含まれていないものを条例で定めることができるのかと質問があり、環境保全を目的としており、空地に対しても本条例に含むものであるとの回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございませんか。ございませんね。

では、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者選定委員会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、当該委員会の所掌事務として、候補者の選定に関することとされており、その選定に当たっては専門的な知識経験等に基づく助言、審査等を行うものであることから、外部の有識者を含む当該委員会は附属機関として規定すべきものと考え、本条例の一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく篠栗町要保護児童対策地域協

議会を附属機関から除外するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、要保護児童対策地域協議会の所掌の事務として、各関係機関の代表が参集し、対象者等に適切な支援を図るために必要な情報を交換する機関となっており、調停、審査、審議または調査等のほか、諮問、答申をする附属機関に属することは適切でないと判断したため、本条例の一部の改正をするものであります。

また、除外することに伴い、当該附属機関の報酬等の規定を削除するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）の別表第2も、あわせて当該委員の費用弁償の項目も削除することの一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい。ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号「篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案を、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 8 号「篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、幅広い行政サービスの提供を行うとともに、毎年引上げ制度に伴う職員増の対応として、職員定数を引き上げるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、篠栗町の職員定数は 180 人のところ 20 人増員し、200 人にするとのことをございます。定数の内訳は町長部局の定数 135 人を 155 人にし、その他部局は改正前と同数であります。執行部の説明では類似団体と比較して 30 名以上少ない状況が続いており、今後の幅広い行政サービスの提供や定年引上げ制度に伴う職員増の対応との説明でありました。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

今回、20 名の増員であります。糟屋郡内を含むほかの団体と比較してもまだ少ないようですが、人口割などの基準などの定めにおいて、他団体と同数程度にすることは将来考えているのかとの質問があり、過去の行革などで職員数を減らしてきたが、現在の人数で足りることはない。今後の定年延長者が令和 16 年には現在の全職員数より 26 人増えることになるので、その分だけは今回措置したいとの回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關す

る条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案を、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者選定委員会委員の報酬の額等を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、費用弁償を会議1時間当たり5,000円とするものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

この条例では、他の委員は出席1回当たりの費用弁償になっていますが、重要度が違うのかとの質問があり、この委員会委員は専門的な知識を有する、例えば大学の助教授クラスの方を想定しており、拘束する時間での算定を採用している、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました但し討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。  
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は土地区画整理事業等の公益上の理由により、使用の制限が発生した固定資産の所有者に対して課する固定資産税を減免の対象に追加するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑ありましたので説明をいたします。

条文の追加がその他特別な事情を有する固定資産となっているが、提案理由を、そのまま目的に沿った形として明確に条文にすることは可能なのかとの質問があり、この条文を改正すると併せて、特別な事情を判断する篠栗町町民税減免要綱を別途制定しているとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 11 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 17 号）が、令和 6 年 4 月 1 日施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の 22 万円から 2 万円引上げ 24 万円とするものであります。

次に、国民健康被保険者、均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関するもので、被保険者数に乗ずる金額を、5 割軽減の基準については現行の 29 万から 5,000 円引上げ 29 万 5,000 円とし、2 割軽減の基準については現行の 53 万 5,000 円から 1 万円引上げ 54 万 5,000 円とするものであります。

ただし、この減額分は、基盤安定繰入金として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の繰入れとして補填されるもので、特別会計における財政影響はないとのことであります。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 12 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並

びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行され、特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないとするものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町健康づくり推進協議会の所掌事務に、「健康づくりに関する計画の策定に関すること」を追加するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、町における健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、篠栗町健康づくり推進協議会が設置されており、各種施策の検討、評価、計画の見直しなどを行い、その他健康づくりに関する施策の提言等を行っており、実情に合わせて、「健康づくりに関する計画の策定に関すること」を、追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

篠栗町増進計画策定委員会設置条例は廃止されるのかとの質問がありました。推進計画が、当該条例の規定をもとに運用策定されることから、条例内容が重複することになり廃止することになるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号「財産の取得について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第14号「財産の取得について」

本議案は、小中学校特別支援教室増加に伴う備品を購入するためであります。

当該財産の取得について仮契約を結んだため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は、小中学校特別支援教室増加に伴う備品一式。

契約金額は、895万2,570円。

契約方法は、一般競争入札。

契約の相手方は、福岡県筑紫野市紫2丁目2番10号。

株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原日出男であります。

執行部の説明では、御手元のタブレットに掲載しておりますとおりの備品を、各小・中学校において目的に応じて購入するとの説明でありました。

当委員会の中で質疑がありましたので4つ説明をいたします。

パーテーションの用途は、との質問に対し、個別学習スペースの確保で、集中して学習するためとの回答でありました。

次に、過去においては分割工事のときに備品もあわせて納品していたが、今回は、なぜ備品購入があるのかとの質問に対し、分割工事の納品は主に備え付けの備品であったため、今回は別の教室にも移動できるような備品となるためとの回答でありました。

3つ目、応札業者は何社であったのか、また納入実績はあるのかとの質問に対し、応札は1社であり、納入実績はあるとの回答でありました。

最後に、備品は、リサイクル品を使用することは可能なのかとの質問に対し、リサイクル品は考えていないとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第15号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第15号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものであります。

内容は、「大字尾仲」「大字若杉」の一部区域を廃止し、新たに「庄一丁目」から「庄六丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものであります。

実施日は、令和6年9月28日であります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

名称等検討委員会の検討委員の選出また人数はどのようにして決めるのかとの質問に対し、委員の選出は実施区域の区長さんに依頼し、人数も相談して決めているとの回答でありました。

次は、今の選定方法では世帯数の多い行政区の名称になる可能性が大きいと思うが。との質問に対し、アンケート調査を参考にして名称等検討委員会で最終的に選定されているとの回答でありました。

最後に、住居表示実施において行政区の変更はないとしてあるが、将来はどうなるのか。

今の段階では変更はないということで進めているとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第16号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成され篠栗町へ帰属された道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものがあります。認定路線名は、高田地区32号線から39号線であります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

町道の認定に関して、起点終点が道路に接続していることが望ましいが、一部行き止まりの箇所が見受けられるが、その理由は。との質問があり、一つはその先が公園であること、もう一つは幅員が6メートル以上であることから管理を一体としているためであるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第17号「町道の路線変更について」

本議案は、宅地開発により既存道路の終点、延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により路線を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。変更路線名は、和田地区13号線及び高田地区21号線であります。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

何か。よろしいですか。

よろしいですか。

はい。討論なしと認め、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい。全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第18号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第18号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億7万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,314万1,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費において、光熱水費を2,000万円の減、篠栗北地区産業団地法面調査833万8,000円の増。

民生費において、施設等利用給付1,061万2,000円の減、児童館関連施設整備工事1,153万5,000円の減。

衛生費において、総合保健福祉センター地下駐車場泡消火設備改修工事1,822万7,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種事業予防事業費委託料2,113万1,000円の減、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金1億2,947万9,000円の減。

農林水産業費において、ため池劣化状況評価及び耐震診断業務委託1,585万5,000円の増。

諸支出金において、各基金への積立金367万2,000円の増。

その他の歳出の減額補正は、主に事業費の確定、入札執行残、経費節減等の残による減額補正するものであります。

主な歳入は、地方交付税1億2,125万1,000円の減。

国県支出金3,598万5,000円の減。

財産収入 5,328万9,000円の増。

寄附金 2億3,900万円の減。

諸収入 4,287万5,000円の増とするものであります。

繰越明許費の補正については、篠栗北地区産業団地法面調査観測業務委託 1,911万8,000円、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修業務委託 1,138万5,000円、消防団水槽付消防ポンプ自動車購入事業 4,812万5,000円、小葉山線林道災害復旧工事ほか 8件 4,985万9,000円、その他 5件を含めて合計 17件で、総額 1億6,348万1,000円の繰越明許費補正であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 19号「令和 5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 19号「令和 5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5号）について」

本議案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 1億 1,000万円を増額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,162万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、令和5年度支払い分の保険給付費及び高額療養費がそれぞれ不足するため、増額補正するものであります。

歳入において、国民健康保険税を4,482万2,000円減額し、県支出金を1億5,840万5,000円の増額、繰入金を358万3,000円の減額とし、歳出において、一般被保険者療養給付費の保険者負担分として8,000万円の増額、一般被保険者高齢療養費を3,000万円の増額とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第20号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,667万1,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,493万円とするものであります。

補正予算の内容は、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付額の確定により減額補正するものであります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を1,656万1,000円の減額、繰入金を36万5,000円の減額、諸収入を25万5,000円の増額とし、歳出において、広域連合への保険料負担金1,667万1,000円の減額とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第21号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第21号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出94万1,000円を増額し、収益的支出の予定額を5億5,240万5,000円とし、8,814万8,000円の黒字予算とする

ものであります。

補正予算の内容は、地方公共団体金融機構への支払利息の確定によるもので、営業外費用の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終了し、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号「令和6年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和6年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和6年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,178万3,000円とするものであります。前年度当初予算に対し16億689万1,000円の増額となっております。

主な増額要因は、庁舎耐震工事、ふるさと寄附金に対する返礼品、たけのこ児童クラブ室新築工事、クリエイト篠栗空冷ポンプチラー及び付帯設備の更新工事などであり、また、主な減額要因は、水槽付消防自動車購入費、公債費の減少などであり、また、地方債については、地方債の限度額は、臨時財政対策、緊急防災・減災事業のほか、合計9件の事業債で、総額8億2,937万7,000円計上されて

おります。なお、歳入の審査において、ふるさと納税寄附金の審査の中で、執行部からは「寄附金アップのため、町長そしてふるさと観光推進室と共に先頭に立ち、篠栗町のPR活動、また地元企業との新商品の開発に力を注ぐ」との宣言があり、議会からは、中長期財政計画について、北地区産業団地に進出企業の6社全てが操業していることが前提の計画であり、また人件費及び職員数は現状維持の計画であるが、実態と齟齬が生じているので、新たに中長期財政計画を策定して頂きたいとの質問に対しては、令和6年度に財政計画の見直しをすることを財政課に指示をしているとの答弁でありました。

また、ふるさと納税のアップに対する強い思いは理解するが、5年度補正予算で減額補正をしていることを鑑み、もう少し謙虚であることが望ましいのでは、との意見に対し、そのことも考慮したが、今回はこのような予算編成をすることによって、背水の陣で臨む覚悟である。また、ふるさと納税の状況を定期的に議会に報告するとの答弁がありました。

議会からは、「この予算編成で大丈夫か」と心配の声があったが、町長の強い意志を感じた。その意志にこたえるために、議会からいろいろとアドバイスや提案等、意見を交わすこととして、定例会ごとに情報共有を図って頂きたいとの意見がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

はい、では、まず反対の討論の方。

はい、浦野議員。

○議員(浦野 雅幸) はい、議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、本議案に対し反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、観光協会への補助金に関してであります。

この観光協会への補助金は、観光協会が誕生したとき、1日でも早く独自に採算がとれることを期待し、計上されたものと認識しております。しかし、採算がとれ

るようになったにもかかわらず、前年同様の補助金を計上するのは、観光協会の自立を阻害するものであると考えます。

今後とも、観光協会の自立と更なる発展を願う 1 人として、観光協会の現在の実績及び将来を見据えた補助金であるべきと考えます。

以上の観点から、本予算案に反対いたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員。今の発言の中で「観光協会が、採算がとれるようになった」という表現がございましたが、それが事実かどうか、ちょっとこの場では確認できませんもので、あなたの御意見として賜っておきます。

次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

令和 6 年度一般会計予算に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。本予算には、産業団地に関する収支が企画イベント事業費として、IRUGASAS（イルガーサ）創業祭 5 2 3 万 7, 0 0 0 円、PR 業務委託費 5 9 4 万円が計上されております。IRUGASAS（イルガーサ）創業祭を、春らんまんハイキングのように、町のイベントとして毎年行いたいということですが、この創業祭の主体は企業であり、本来、産業団地内の企業が費用を出して、企画しなければいけないことを町が全額近く負担して行うということは、特定の企業を優遇することになるので認めることができません。また、PR 業務委託はやまやコミュニケーションズに町の宣伝をお願いしているとの理由で、法外な委託費を計上してありますが、通常企業サイドの行為で無償でして頂いてもおかしくない事柄だと思います。その反面、イベント広場の名目でやまやに無償で駐車場の利用を容認し続けていることは許されることではないと考えます。

このことは国有地の駐車場を無償で企業に、あたかも国の了承を得たかのように利用させていることと相通じることであると考えます。ところで、国道事務所の所長とは、現在、情報交換をさせて頂いておりますが、2 日前の電話の話では国有地の駐車場に関して、今回の一般質問のライブ中継及び過去の質問を聞いて、今の現状を重々理解していること、さらには現地の視察も終え、今後の対応を考えていることを告げられたことをこの場をかりて報告いたします。

最後になりましたが、産業団地は未だに 3 社の企業の動向がはっきりしない状況では、イベントを行うことに力を入れるよりも、1 日でも早く、そして確実に家屋

の建設に取りかかってもらうよう強く働きかけることに専念すべきだと思います。

以上の理由で、本予算案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第23号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,629万6,000円とするもので、前年度当初予算額に対し1億6,024万1,000円の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億4,364万1,000円、国民健康保険事業費納付金7億1,475万7,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億6,355万9,000円、保険給付費等交付金の県補助金21億9,809万5,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第24号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,012万3,000円とするもので、前年度当初予算額に対し4,434万8,000円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億721万3,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億8,552万円、一般会計繰入金1億4,459万6,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、おおむね1時間経ちましたので休憩に入ります。

11時10分から再開いたします。

休止 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（荒牧 泰範） それでは再開いたします。

日程第21、議案第25号「令和6年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第25号「令和6年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,521万8,000円に対し、支出の予定額は5億7,831万4,000円となり、6,690万4,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は2億6,010万円に対し、支出の予定額を4億6,629万円とし、資本的支出額に対し不足する2億619万円は損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第26号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額を8億9,118万円に対し、支出の予定額は8億8,134万円となり、984万円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は3億6,212万1,000円に対し、支出の予定額を5億8,922万6,000円とし、資本的支出額に対する不足する2億2,710万5,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会に審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、選挙案第1号「篠栗町選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長をもって朗読いたします。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） はい。

選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」

選挙管理委員及び補充員は、令和6年3月31日任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により後任者それぞれ4人の選挙を求める。

令和6年3月4日、篠栗町議会議長 荒牧 泰範

提案理由、令和6年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 本案は地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の指名は、氏名のみ読み上げます。詳細はタブレットに掲載しているとおりであります。

まず、選挙管理委員に芳野忠、井上博文、村嶋史枝、林愛子以上4名を指名いたします。

続きまして、補充員は野見山宏孝、村嶋茂則、石内清之、黒瀬英三以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しましたそれぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名した芳野忠氏、井上博文氏、村嶋史枝氏、林愛子氏の4名の方が篠栗町選挙管理委員に当選され、補充員には野見山宏孝氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、黒瀬英三氏の4名の方が当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、補充員の順序は、野見山宏孝氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、黒瀬英三氏、以上の順序に決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、総務建設常任委員長から、意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」の議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設常任委員長に求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝）

意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」

本定例会において、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の請願書が提出され、全員賛成にて、総務建設常任委員会において採択しております。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨はタブレットに記載のとおりでございます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号はみなし採択といたします。

日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設文教厚生両委員長から会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでタブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はございますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、質疑なしです。質疑を終了いたします。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任して頂きたいと思っておりますがこれに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい。異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで三浦町長、何か発言することがございましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間に亘る御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」をはじめ条例案9件、「財産の取得について」1件、「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、「令和5年度補正予算」4件、「令和6年度当初予算」5件の上程いたしました23議案、全てにつきまして可決頂きましたことに感謝いたします。

また、選挙案第1号「篠栗町選挙管理委員及び補充員の選挙」にて議会において選挙され、新たな選挙管理委員及び補充員が当選されました。当選されました皆様には、篠栗町の公平公正な選挙に向けて御尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

本定例会は言うまでもなく、令和6年度篠栗町として何を事業として行うかを御審議頂く大変重要な議会でした。予算特別委員会の中では様々な御議論を頂きました。令和6年度一般会計予算の御審議において、まちづくり課所管の企画イベント事業の委託料に関する御審議において、昨年11月に開催いたしましたIRUGASAS(イルガーサ)創業祭と、同様のイベント企画につきましては、創業祭のネーミングを篠栗町主催のイベントにふさわしい名称にすべきとの御意見も頂きました。今年の秋に向けて町内外から多くの人に御来場頂けるよう、新たな名称を考え、次回定例会にて御報告いたしたいと思っております。

また、同課において御説明いたしましたPR業務委託料や、産業観光課所管の観光費における観光協会運営補助金の額について、予算案に計上する過程での額の精査が曖昧である、納得のいく説明ができるように十分精査して予算案を計上するようにとの御意見も頂きました。今後は、議会の御指摘を踏まえ、しっかりとした根拠

を説明できるように努めてまいります。

歳入においては、寄附金の予算額7億6,250万円について、これはふるさと納税寄附金の増額案でございましたが、多く見積り過ぎているのではないかとの御意見を頂きました。篠栗町としては、これからの大事な財源として継続的に確保できるよう、令和6年度以降、ふるさと納税寄附金事業をこれまでの取り組みを改めて、しっかりと攻めの姿勢で継続して取り組んでいくことをお約束し御理解を頂きました。今後とも議会の皆様におかれましては建設的な御意見を頂ければありがたいと考えます。引き続き御協力よろしくをお願いいたします。

予算特別委員会における令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算案についての審議においては、資料の精査不足から不備が見つかり、日程をずらして御審議頂くという事態を招きましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後はこちらにかかることのないよう全課に徹底いたします。誠に申し訳ございませんでした。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたように、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定について、これまで以上に精査をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できる予算編成に努めてまいります。

また、予算審議の際に頂いた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。ただいま成立いたしました令和6年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しにして取り組んでまいりますので、何卒よろしくをお願いいたします。

さて、3月限りで役職定年となります栗原俊孝総務課課長には、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。心から感謝申し上げます。昨年度まで会計課長という重責を担って頂いておりましたが、現在は病気療養中でございます。回復の暁には豊富な行政経験を生かして、また御活躍頂きますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

また、勸奨退職される有隅伸こども育成課課長におかれては、長い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。新任課長として、篠栗町の子ども子育て全般を所管する課長として大変御尽力を頂きましたことに感謝申し上げます。4月以降町内で事業を継承されると聞き及んでおります。今後とも町行政に対しまして温かく見守っていただきますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

この後、全国町村議長会から表彰をお受けになると伺っております荒牧議長におかれましては、長年に亘る議会議員としての地方自治の振興に寄与された御功績は、大変大きいものでございます。私からも深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力賜りますようお願い申し上げます、篠栗町議会令和6年第1回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議誠にありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で本日の会議を閉じます。

なお、閉会ののち、水江事務局長より発言を求められておりますので、皆様そのままとどまりお聞きください。

これをもちまして、令和6年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

門馬 良

---

篠栗町議会議員

太郎良 瞳

---